

平成 27 年 3 月 10 日

◎三石委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。(10 時 00 分開会)
本日からの委員会は付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、17 日火曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りいたします。

日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。

なお、部長及び理事に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思ひますので、御了承願ひます。

《産業振興推進部》

◎三石委員長 それでは、産業振興推進部について行ひます。

最初に、部長の総括説明を求めます。中澤産業振興推進部長。

◎中澤産業振興推進部長 それでは、産業振興推進部の提出議案について御説明します。

最初に、平成 27 年度当初予算案です。

一番上の資料、平成 27 年度産業振興推進部予算重点項目という資料をごらんください。

まず 1 ページ目、平成 27 年度の当部の予算総括表です。中山間対策・運輸担当理事所管を除く産業振興推進部の一般会計予算、中ほどの肌色のところですが、総額で 22 億 580 万 7,000 円を計上しております。対前年度比 80.2%となっております。

これは平成 26 年度 2 月補正予算に、国の補正予算に盛り込まれた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した歳出予算を 6 億円余り前倒しして計上しているため、この額を当初予算に合算した場合の総額は 28 億 645 万 2,000 円となり、対前年度比 102%になります。

増額の主な要因としては、外商活動の全国展開あるいは輸出振興の本格化を進めるために、支援体制を強化したことなどによるものです。

そのほか、下の表になりますが、産業振興センターに造成している高知農商工連携基金の財源となる地方債の元利償還金として、昨年と同様 154 万 6,000 円を計上しております。

続いて、資料 2 ページをお願いします。

産業振興推進部の重要なミッションである産業振興計画の推進については、平成 27 年度は第 2 期計画の最終年次となることから、P D C A サイクルに基づく進行管理や施策間の有機的な連携等を綿密に確認していくとともに、地域アクションプラン等への支援を行うことで、第 2 期計画で掲げた目標の達成を目指してまいります。

産業振興推進部では本年度にバージョンアップを行う第 2 期産振計画 ver. 4 の実行に当たり、2 ページ、3 ページにありますポイントの 1 から 6 の項目に重点を置いて取り組んでいくことにしております。

一つ目のポイントは、外商活動の全国展開の強化です。

地産外商公社の外商活動を契機とした成約件数が飛躍的に拡大するなど、勢いがついてきた外商の流れをさらに太く展開していくために、首都圏でこれまで培ってきたノウハウを生かし、公社の活動範囲を関西、中部、中国、四国、九州まで拡大して、積極的な支援を展開してまいります。

また県内においても、県内外のバイヤーを県内 5 ブロックに招聘する産地視察型商談会を新たに実施するなど、県内事業者の外商への参画機会の拡大に取り組んでまいります。

次の項目、「高知家」プロモーション及び統一セールスキャンペーンの展開では、33%にまで高まってきた「高知家」の認知度の維持向上を図るとともに、「高知家」を認知した方々に高知のものを買う、高知に行く、高知に住むといった具体的な行動を促していくためのプロモーションを強化してまいります。

その上で、宗田節やニラ、土佐文旦など、重点品目の個別のセールスプロモーションと連動させることなどにより、「高知家」の効果を最大限に生かした外商、観光、移住などでの具体的な成果につなげてまいります。

二つ目のポイントですが、輸出振興の本格化については、ユズを中心に、欧州での縦断プロモーションなどさまざまな活動を展開してきた結果、平成 21 年度におよそ 5,000 万円であった食料品の輸出額を、平成 27 年度には 3 億円にまで引き上げる目標をほぼ達成できると見込んでおります。

こうしたことから、これまで食品分野で培ってきたネットワークやノウハウを生かして、機械分野での海外販路の開拓支援にも本格的に取り組むこととし、貿易促進コーディネーターを増員して、食品だけでなく、機械系も含めた県産品のさらなる認知度の向上と、海外への販路開拓を進めてまいります。

また、さらなる外商の拡大に向けた足がかりができつつある台湾に海外支援拠点を整備し、ビジネスチャンスの創出と販路拡大を図ってまいります。

その下、三つ目のポイントは、移住促進のバージョンアップです。

平成 27 年度末に掲げる年間の移住者数 500 組という高い目標の達成を目指して、国の地

方創生の動きと連動するとともに、各産業分野や県、市町村、民間団体との連携をさらに深め、オール「高知家」による移住促進策の展開を図ってまいります。

具体的には、引き続き、移住・交流コンシェルジュを東京と高知に配置するとともに、国が本年度中に開設を予定している全国移住促進センターや、移住支援に取り組む東京のNPO法人との連携促進などにより、地方への移住に関心を持つ都市部の方々に、より積極的にアプローチしていくほか、農業、就職といった仕事に加え、例えば子育て世代、アクティブシニアなどターゲット別の広報を行う予算、あるいは地域で移住希望者を呼び込む受け入れ体制の整備を支援する予算などを計上しております。

3 ページの四つ目のポイント、産学官民連携によるイノベーションの創出です。

産学官が連携して策定した産業人材育成プログラムに基づき、地域や産業の担い手となる人材を育成する土佐まるごとビジネスアカデミー、通称土佐MBAです。こちらを新たに設置される産学官民連携センターにおいて引き続き開講するための予算などを計上しております。

また、産業振興計画を進める上で、市町村職員と県職員との連携は今後ますます重要になってくるので、連携強化や事業者支援に必要な知識などの習得のための研修を、同じく産学官民連携センターにおいて引き続き実施するための予算を計上しております。

その次、五つ目のポイント、第2期産業振興計画の推進では、計画の効果的な実行に向けた普及啓発、フォローアップ改善に加え、民間参画を促すための広報予算や計画に位置づけられた取り組みを総合的に支援するため、産業振興推進の総合支援事業費補助金やアドバイザー事業の予算を計上しております。

最後、六つ目のポイントは、地域づくり支援です。

地域アクションプランの取り組みや集落活動センターの立ち上げ、地域での支え合いの仕組みづくりなど、地域の自立に向けた取り組みを支援するための補助金の予算などを引き続き計上しております。

平成27年度予算については以上です。

なお、詳細については各担当課長から御説明します。

続いて4ページをお願いします。

平成27年度の組織の改正です。

表の下に3点掲げておりますけれども、産業振興計画と一体となった人口ビジョン・県版総合戦略の策定と市町村の策定支援を総合的に行うため、地方創生の人口ビジョン・総合戦略業務を総務部政策企画課の人口問題対策室から計画推進課に移管します。

それから二つ目のポイントとして、人財誘致の取り組みを、より効果的に推進するため、起業・就業支援業務を計画推進課から移住促進課に移管します。

3点目は、産学官民イノベーションの創出を目指して開設する産学官民連携センターに

産業人材育成支援業務を移管します。

続いて5ページをお願いします。

平成26年度2月補正予算です。

中山間対策・運輸担当理事所管を除く産業振興部では、中ほどの小計ですけれども、5億6,335万6,000円の増額補正をお願いするものです。

補正予算の内訳は、冒頭に申し上げた国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、予算の前倒し計上による増額の方で、産業振興推進総合支援事業費補助金、産業振興推進ふるさと雇用事業費補助金、そして地域づくり支援事業費補助金について、本年度の執行見込みが当初の見込みを下回ったことによる減額の補正をお願いするものです。

こちら各課長から詳細御説明を申し上げます。

続いて、次6ページの繰越明許費です。

まず、計画推進課の二つ目の項目の産業振興推進事業費について、事業実施主体の工事の遅延等のために、12月補正で認めていただいた1億円と合わせて、合計2億4,312万6,000円を計上しております。

そのほか、国の補正予算対応等のために、計画推進課の産業振興計画推進費そして地産地消・外商課の地産外商推進事業費など合計で4億5,713万6,000円、移住促進課の移住促進事業費を1億6,930万1,000円、それぞれ計上しております。

最後に、赤い見出しの審議会等をごらんください。

各種審議会の審議経過等ですが、1月に、高知県産業振興計画フォローアップ委員会と、裏側の高知県移住推進協議会を開催したので、資料をお手元にお配りしております。

私からは以上です。よろしくをお願いします。

◎三石委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈計画推進課〉

◎三石委員長 まず、計画推進課の説明を求めます。中村計画推進課長。

◎中村計画推進課長 計画推進課です。よろしくをお願いします。

まず、平成27年度当初予算について御説明します。

資料②の平成27年2月高知県議会定例会議案説明書（当初予算）です。

244ページをお開きください。

歳入です。

左側下段に合計が記載されておりますが、当課の歳入予算額は1,357万9,000円で、前年度と比較して7,653万1,000円の減となっております。

主な減額の要因としては、本年度、地域づくり支援事業費補助金の財源として充当していた地域経済活性化雇用創出臨時基金繰入金の終了です。

歳入の主なものについて御説明します。

まず、左端の科目の欄にある 9 国庫支出金 1,164 万 8,000 円については、後ほど御説明する起業・就業支援研修事業費に充当するものです。

また、諸収入も後ほど御説明しますが、産業人材育成研修事業における受講者の自己負担分 160 万 4,000 円、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業の執行に係る事務費分としての 25 万 3,000 円、計画推進課及び地域本部で雇用する臨時的任用職員の雇用保険料の被保険者負担分 7 万 2,000 円などです。

次のページをお願いします。

歳出予算額を御説明します。

計画推進課の歳出予算額は 13 億 8,516 万円で、前年度と比較して 2 億 763 万 3,000 円の減となっております。

主な減額の要因としては、国のふるさと雇用再生特別基金事業終了後に、3 年間の激変緩和措置として、平成 24 年度に創設した産業振興推進ふるさと雇用事業費補助金が終了すること、あるいはものづくり総合技術展の開催など、ものづくり地産地消推進事業の所管が商工労働部に移管したことによるものなどです。

続いて、右側の説明欄の項目に沿って御説明します。

まず 1 の人件費です。部長、副部長や各地域産業振興監及び地域支援企画員を含む職員の給与費 89 名分、6 億 7,486 万 9,000 円を計上しております。

次に 2 の産業振興推進調整費は、部内の調整及び課の運営に要する事務費を計上しております。

3 の産業振興計画推進費は、地域本部の運営に関する経費や計画のパンフレット等を印刷する経費のほか、県内各地に駐在している地域支援企画員の活動経費などです。

4 の産業振興推進事業費です。この予算は主に地域アクションプラン等の取り組みを人的・資金的にサポートしていくための経費です。

次の 246 ページをごらんください。

まず、起業・就業支援事業研修委託料は都市部での座学研修と高知での実践研修をセットで実施して、どこかで活躍したい、仕事をしたい方を高知県へ誘導するための研修を開催するための経費です。

次に、産業振興推進総合支援事業費補助金です。

後ほど別の資料で詳しく御説明しますが、地域アクションプラン等に位置づけられた取り組みを支援するための経費です。

その下の事務費ですが、地域アクションプラン等の取り組みを支援していただく産業振興アドバイザーの派遣や総合補助金の審査会のアドバイザーに係る経費を計上しております。

次に、5の産業人材育成事業費です。

これは産学官が連携して構築した産業人材育成プログラムに基づき、事業者のニーズやレベルに応じた研修を体系的に実施することにより、産業振興の担い手となる事業者を育成するための経費のほか、県・市町村間の職員の連携を強化し、事業者支援に必要な知識等を身につける研修に要する経費です。

まず、一つ目の産業人材育成研修委託料です。これは平成25年12月議会において承認いただいた債務負担行為予算による産業人材育成プログラムに基づいて行う、土佐まるとビジネスアカデミーの基礎的な講座と「目指せ！弥太郎 商人塾」など応用実践講座について、受講受付や会場運営等の業務を委託するための経費です。

次の土佐フードビジネスクリエーター人材創出講座開設寄附金ですが、これは産業振興計画の柱の一つである産業人材の育成を図るため、高知大学が実施する寄附講座「土佐フードビジネスクリエーター人材創出講座」の開設に対して、昨年、ことしと寄附を行っておりますが、来年度も引き続き寄附を行うものです。

事務費は、土佐まるとビジネスアカデミーの講師との打ち合わせに要する経費や、平成25年度から実施している県職員と市町村職員との合同研修「土佐まると立志塾」の講師への謝金や開催に要する経費です。

次に、6の地域の元気応援事業費です。

これは、地域アクションプランの個々の取り組みや集落活動センターの立ち上げ・運営支援、あるいは移住促進における地域の仕事や役割の掘り起こし、地域での支え合いの仕組みづくりなど、地域の活性化や自立に向けた取り組みを支援するための経費です。

まず、一つ目の地域活性化センター等負担金です。地域活性化センターは、全国の地方自治体や民間企業等が出資した団体で、このセンターに対する負担金を計上しております。

次の地域づくり支援事業費補助金は、地域のにぎわいづくりや支え合いの仕組みづくり、地域活動の拠点の整備など、地域住民の主体的な地域づくりの仕組みを支援するために市町村等に交付するものです。

事務費は、地域づくり団体の人材育成を行うための経費等です。

次に、7の中小企業近代化資金助成事業特別会計繰入金です。

平成20年度から産業振興センターに造成して運用している高知農商工連携基金について、造成する際の財源の一部に充てた地方債の元利償還金として、前年度と同額の154万6,000円を計上しております。

続いて、778ページをお開きください。

特別会計です。

特別会計の中小企業近代化資金助成事業収入です。先ほど申した高知農商工連携基金に係る元利償還金を一般会計からの繰入金として計上しております。

次の 779 ページです。

特別会計の歳出です。同じく高知農商工連携基金に係る地方債の元利償還金 154 万 6,000 円を計上しております。

続いて、780 ページをごらんください。

こちらにも農商工連携基金に関するもので、その財源となった地方債の現在高です。20 億 9,000 万円の内訳は、20 億円が独立行政法人中小企業基盤整備機構からの無利子の借り入れ、9,000 万円が金融機関からの借り入れとなっております。

それでは、個別事業の詳細について、参考資料で御説明します。

参考資料の赤のインデックス、計画推進課をお開きください。

総合補助金についてです。

1 の予算執行状況の①年度別の表をごらんください。

総合補助金は、地域アクションプラン等の取り組みを財政面から支援しております。平成 21 年度からの 6 年間で、今年度の実施見込みを含め、表の縦の欄の中ほどの決算の合計に記載していますが、202 件、約 30 億 800 万円を支援しております。

執行率については、表の一番右側にお示ししているとおり、平成 23 年度、平成 24 年度に多額の不用額を出す結果となっていましたが、市町村からの要望内容の精査や意欲ある新たな事業者の掘り起こしに努め、昨年度は 73.3%、本年度の執行見込みについても 98.1%の執行予定となっております。

次のページをお開きください。

2 に、今年度の補助対象事業の概要を幾つかお示ししております。

その下、3 です。

総合補助金の補助対象事業による雇用創出の効果をまとめたものです。補助事業の導入前と比べ、平成 26 年度末までの合計で 575 名の雇用創出が見込まれているところです。

一番下の 4、経済効果です。

補助事業による効果を売上高で示したものです。決算が把握できる平成 25 年度末までの状況を調査していますが、平成 21 年度から平成 24 年度の 4 年間に補助した売上高により効果をはかることが適当と思われる 116 事業の平成 26 年度の売り上げは約 32 億円の増加となっております。5 年間の累計では 80 億円余りの売り上げ増加となっております。

次のページをお開きください。

こちらは産業人材育成研修「土佐まるごとビジネスアカデミー」についての資料です。

平成 24 年度から開校している土佐 MBA について、平成 26 年度は右側のカリキュラム体系の表にあるように幅広いカリキュラムを実施し、受講実績は左側中段に記載していますが、1 年目、2 年目を上回る延べ 1,921 名となりました。

次のページです。

平成 27 年度の土佐 M B A についてですが、さらに多くの事業者の皆様にご参加いただきたく、また、これまで参加いただいた方はさらにステップアップしていただけるよう、カリキュラム体系の再構築を図りたいと考えております。

具体的には左から 2 番目、黄色い囲みのイントロダクションセミナーガイダンスですが、従来 6 月の入門編の最初の講義で実施していたガイダンスを 4 月に前倒しし、さらに、全国的にビジネスの第一線で活躍されている方の御講演をイントロダクションセミナーとしてあわせて実施することにより、より多くの方に御参加いただきたい、学びの必要性を感じていただきたい、そしてその後の入門編の受講につなげていきたいと考えております。

また、入門編、基礎編の次に「NEW」と書いている、真ん中の上ですが、応用編というコースを設置します。マーケティング戦略と財務戦略の二つのクラスを用意し、これまで入門編、基礎編等で学んだ理論や知識を講師からの個別指導も受けながら、自社のビジネスに応用していただこうと考えております。

さらにその右側、「NEW」と書いているアドバンスコースですが、これまで商人塾や土佐経営塾といった実践編の講義を修了した方を主な対象として、さらに次のステップとして、自社のビジネスの成果だけでなく、地域のほかの生産者などを巻き込んだ地域産業のリーダーとして活躍いただくためのリーダーシップ・プランニングなどを学んでいただく講座を用意したいと考えております。

次のページをお願いします。

こちらは、先ほど御説明した新しいものも含めた各コースの実施スケジュールをお示ししております。

上から 3 段目の赤文字のイントロダクションセミナーから、その下 1 個あけて入門編、基礎編、応用編へと、1 年の中でも受講者が無理なくステップアップしていただけるようなスケジュールを設定しております。

次のページをお願いします。

こちらの資料は、新たに永国寺キャンパスに設置される高知県産学官民連携センターについて、所管の文化生活部の資料を参考につけております。

この資料のうち、上段右側の囲みにある人材育成の拠点における事業の柱として、先ほど御説明した土佐まるごとビジネスアカデミーは平成 27 年度、次年度からこのセンターに事業を移管して実施していくこととしております。

次のページをお願いします。

平成 27 年度における産業振興計画関連の年間スケジュール案をつけております。

今議会での議論を踏まえ、本年 3 月 23 日に開催を予定している平成 26 年度第 3 回フォローアップ委員会において、第 2 期産業振興計画 ver. 4 の最終案をまとめ、平成 27 年 7 月からスタートさせます。そのフォローアップのスケジュールを記載したものです。

この表左側の欄、フォローアップ委員会、産業振興推進本部会議等の欄をごらんください。

平成 27 年度の進め方としては、第 2 期計画の最終年度であることから、目標達成に向けて、これまで同様 P D C A サイクルによる評価点検、次のステージについての検討を、知事を本部長とする産業振興推進本部会議、外部委員により構成されるフォローアップ委員会、専門部会あるいは地域ごとに開催する地域アクションプランフォローアップ会議等によって進めてまいります。

また、来年度前半には現在の産業振興計画の取り組みや、本県の産業振興の次のステージについての意見交換会を数多く開催したいと考えております。

なお、来年度から計画推進課の所管となる県版の総合戦略についても、このフォローアップ委員会において検討・策定を進めていく予定です。

以上で、平成 27 年度当初予算についての説明を終わります。

続いて、平成 26 年度 2 月補正予算の御説明をさせていただきます。

資料④平成 27 年 2 月高知県議会定例会議案説明書補正予算の 113 ページをお開きください。

計画推進課の 2 月補正歳入予算額は 1,263 万 9,000 円の減額補正をお願いするものです。

まず、左端の科目欄にある国庫支出金 436 万 1,000 円については、平成 27 年度当初予算に計上を予定していた第 2 期産業振興計画の 4 年間の成果を踏まえて、次なるステージの産業振興施策の検討を行う予算の一部を、国交付金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、2 月補正で前倒しして予算計上しているものです。

12 繰入金については、県単独で実施している地域づくり支援事業費補助金に、本年度は地域経済活性化・雇用創出臨時基金を活用して県費負担の低減を図ることとしていますが、この基金の対象はハード事業のみであるために、ソフト事業として実施された分 1,700 万円を減額するものです。

続きまして、2 月補正の歳出予算を御説明します。

114 ページをお願いします。

計画推進課で 78 万 4,000 円の減額補正をお願いするものです。

右側の説明欄の項目に沿って御説明します。

まず、計画推進費の 1 人件費については、市町村からの派遣職員の人件費負担金を計上しております。

次に、2 産業振興計画推進費については、先ほど御説明した第 2 期産業振興計画の検討を行うための経費を、国交付金を活用することにより 2 月補正に計上しました。この予算を来年度に繰り越して実施することとしたものです。

3 産業振興推進事業費の産業振興推進総合支援事業費補助金については、執行見込み額

が当初の予算額を下回ったため、641万8,000円の減額補正をお願いするものです。

また、産業振興推進ふるさと雇用事業費補助金については、当初の見込みに比べ、申請件数の減少などがあったため、申請額が当初見込みより少なくなったことから1,150万3,000円の減額補正をお願いするものです。

その下の事務費です。

総合補助金の審査会の開催回数について、当初予算では15回分予算計上していましたが、本年度11回の開催となったため、その分の経費を減額するものです。

次に3、一番下、地域づくり支援費の1人件費ですが、こちらも計画推進費と同じく、市町村からの派遣職員の1人件費負担金を計上しております。

その下、2地域の元気応援事業の地域づくり支援事業費補助金については、執行見込み額が当初予算額を下回ったため、400万円の減額補正をお願いするものです。

116ページをお願いします。

繰越明許費です。産業振興計画推進費について、先ほど説明した国の交付金の活用による前倒しの補正予算の繰り越しを計上しております。

また、産業振興推進事業費のうち産業振興推進総合支援事業費補助金について、12月補正と合わせて6事業、2億4,312万6,000円の繰り越しを計上しております。

繰り越しの理由としては、市町村や事業実施主体の工事に係る調整等に時間を要したものです。

以上で、計画推進課の説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎土居副委員長 予算の246ページのところで、部長の説明にあったのかもしれませんが、ことしもアドバイザーの予算を組んでいますよね。このアドバイザーでどういう効果があったのか、そのあたりをまずお願いします。

◎中村計画推進課長 アドバイザーについては、産業振興計画のアクションプランに位置づけられた取り組み、あるいは目指す取り組みについて派遣する仕組みとしており、先般も新聞に載っていましたが、実際に地域アクションプランを事業に持っていき、あるいは自立できる事業に持っていくために、商品企画や具体的な売り方の検討、事業計画のブラッシュアップなどのアドバイスをいただいております。

そのアドバイスに基づき、事業計画をブラッシュアップして、例えば産振補助金の申請につなげていき、産振補助金を活用して、さらに外商へつなげていくといったところが代表的な効果と言えるかと思います。

◎土居副委員長 それなら、産業振興計画の中で、職員が考えたものだけでなく、やはりアドバイザーを入れてアドバイスしたほうがよいということで、ことしもこうやって予算化してやっていく、プラスでよいわけよね。別に入れなくてもかまわないというわけでは

なくて、入れたほうが絶対よいということですか。

◎中村計画推進課長 活用は主に事業を行う民間の方ですが、民間の方の知恵あるいは勉強された結果だけで、事業計画がよいものになっていくことは当然あり得るのですが、より専門的な知識を持った各分野のアドバイザーを活用することで、事業計画がよりリアル、より自立が確実に見込めるものになっていくのではないかと考えております。

◎土居副委員長 その下の地域づくり支援事業費補助金、各市町村のにぎわいづくりということをお聞きしたと思います。8,500万円という当初予算ですけれども、やはり市町村によって濃淡というか、活動に違いはありますか。

◎中村計画推進課長 メニューとして、地域づくり支援事業費補助金の中で、地域づくりに関するもの、あるいはアクションプランにつなげていくための小さなビジネスの支援というものもあります。もう一つ、合併支援もまだ残っており、合併を活用する市町村、あるいは地域づくりを活用する市町村、あるいはアクションプランにつなげていく小さなビジネスを活用する市町村と、一定の傾向はあるようには思います。

◎黒岩委員 産業総合支援事業費補助金ですが、平成21年度からの流れ、当初予算あるいは決算等の推移を見てみると、各市町村でさまざまに取り組んできているものが、ほぼ地域ごとの課題、やりたいこと等が出てき尽くしてきたのではないかという感じも受けるが、現状はどんな状況でしょうか。

◎中村計画推進課長 仮説ではありますが、課内で想定しているのは、産業振興計画が始まった当初は、各地域から非常に多くの地域アクションプランに計上して補助金の活用というものが出てきました。

平成23年度、平成24年度あたりから若干、数字上は落ち込みが出ていますが、当初の事業をどんどん進めていって、まずはそのさらなる進捗、外商への注力がありました。昨年度あたりから、各地域本部の積極的な地域アクションプランの掘り起こしや、産業振興計画のさらなる浸透による地域の方のやる気の醸成が起こっていることにより、要望額自体は、来年度当初予算も4億5,000万円計上しておりますが、かなりバッファを除いた真水に近い要望額で、また地域で地域アクションプラン、あるいは補助金を活用した動きが盛り上がってきているのではないかと考えているところです。

◎黒岩委員 そうなると、平成26年度から1億2,000万円上積みの予算額が組んでいることについては、地域ごとに掘り起こしをすとか、さまざまな検討がなされ、さらなる前を向いた取り組みがされてきているという理解でよいですか。

◎中村計画推進課長 そう認識しております。

◎森田委員 産業振興推進部の主管課として本当に目的志向でしっかりとやっている。部の組織改正で、それぞれ渡すところは渡して、計画推進のところはきちっと肝をつかんでやる、非常に組織が明快になってきた。人口問題を総務部から持ってきて、地方創生の部

分を所管するのは、国の連動の一番の主管課の県の窓口ですよとなっている。人口も当然ふやすし、移住もするし、産業振興の今までの肝の地産外商もしっかりやる。東京で得たノウハウを全国展開する。組織のつくりかえもよいけど、組織も含めた国の政策連動の一番の主管だと思うので、そこら辺もう1回だけ部長の思いを聞かせてもらいたい。

◎中澤産業振興推進部長 お話にありましたように、今般、地方創生で各地方自治体が総合戦略をつくって、しっかり目標を据えた上で、それを確実に回していくのが肝であろうと思います。本会議でも答弁申し上げましたけれども、やはり今まで高知県がやってきた産業振興計画あるいは長寿県、中山間対策などを包括し、まとめたような県版の総合戦略になろうと思っております。

そのために、組織の移管の関係でいえば、総合戦略は、やはり将来の人口ビジョン、どのぐらいの人口規模を目指すということをまず置いて、そのためにどういうアプローチが必要なのかということ、雇用をつくる、あるいは人の流れをつくる、社会のインフラをつくって整備していく、それから少子化対策というようなものを盛り込んでつくるのが基本フレームになっております。そういう意味では、産業振興計画を今まで私どもが所管してやってきたことがベースになってくるのかなと、それに先ほどの人口問題を含めて、私どもで総合的に所管することで全庁の取りまとめをしようと、そのような考え方です。

◎森田委員 国の政策方針は、地方創生で人口も一極集中から地方分散する。企業も含めて税制優遇もしながら配っていく。日本をつくりかえる。こういう意味で、ここが県の所管中の所管になったわけで、産業振興推進は知事が言っていたように、若い人が、県内、県外に出ないでくれと言ってしがみつくだけでは、残ってくれないので、仕事場をつくり、時間はかかるけど産業振興する。

もともとの震源地というか、産業振興の高知県の政策の根幹部分、ここが尾崎県政の出発だった。そこに国の連動で移住も含めた人口減少防止対策をする。仕事も輸出振興もするし、外商戦略ももう一段バージョンアップする。そのことによって県内産業が活性する。県内に仕事ができる。県内に仕事場をつくるために外商展開をする。

結局、全部連動したところでよいのですが、きのうの知事の答弁で、地の利のよい銀座で勝負に出た。その次の大阪、名古屋、九州、四国近辺はしっかり地の利のよいところまで県は手を出さなくても、それは民間活力でしっかりやりなさいよということだが、いま一つ、銀座で得たノウハウや育成手法を、もう一段、地の利がよいだけでなく商圈としてはやたら大きい大阪商圈にはもうちょっとウエイトを置くぐらいの思いが産業振興推進部にあってよいと思うけれども、どうでしょうか。大阪商圈は大きいし、近いし、ああいりくくりだけではなく、そこをもう1回、私はすごく思いがありますが。部長から答えを聞いたので、課長から聞いてみようか。

◎中村計画推進課長 外商になりますが。

◎森田委員 外商か、それなら後にするとして。移住政策も500組達成を来年度はしっかりする。知事も言っていたように、社会減がここでカバーできるかもしれない、こんな思いです。平成27年度が一番の肝で、知事の政策を一番言うべき主管課だろうと思うので、ここら辺の政策の部分は、県民にも議会にも平たい言葉で説明していく。ここは課の大仕事だと思う。国と知事、安倍政権と尾崎県政の一番の肝の部分なので、平たい言葉でどんどん発信する。時間的にもどんどん出していく。ここら辺を工夫して、心がけてほしい。この進捗管理をしっかりやってもらいたい。

◎中村計画推進課長 わかりました。

◎横山委員 総合補助金の4億5,000万円等についてももう少しお尋ねしたい。今回の地方版の総合戦略について、地域アクションプランは連動して重要になってくると思います。そんな中で、県下全域で何十というアクションプランが提案されていますが、その数は平成26年度末でどれぐらいありますか。

◎中村計画推進課長 年度当初で245ありました。9月段階で250少しぐらい、今度3月のフォローアップ委員会で正式決定して250幾つか、若干ふえる仕組みになっております。

◎横山委員 総合補助金は、当初の予定と、それを減額し、実際に事業費として使われた金額といろいろで、ずっと減額補正という形になっているわけですが、その中で、総合補助金は将来の各地域の活性化のためにどうしても重要なので、ぜひ4億5,000万円が完全に消化できるような取り組みをお願いしたい。各市町村の地域アクションプランに対する挑戦、そこらあたりはどうなっていますか。

◎中村計画推進課長 地域アクションプランは各市町村、地域の取り組み、提案をベースに産振計画として位置づけていくものですが、今年度あるいは昨年度もそうですが、アクションプランそのものは各地域からたくさん出していただいております。つまり、各地域が産業振興計画に沿った取り組みについて、非常に意欲的かつ前向きになっているのではないかと考えております。

◎横山委員 アクションプランに提案して、それが事業化されるわけですが、その事業化されるハードルが高いというような話もちらほら聞きます。土佐清水市も載せていただいて、工場の増設という形を得たわけです。県民や事業者にとって地域アクションプランに載せて、事業化することはハードルが高いという状況はありますか。

◎中村計画推進課長 まずアクションプランに載せるのは、地域のフォローアップ会議で地域の皆様、首長も含めた承認が要るところで、もしかするとそこがハードルと考えられるのかもしれませんが。

次に、総合補助金のハードルが高いと聞くことがあります。これは総合補助金の事業の採択については、外部の有識者を入れた審査会があり、仕組みとして、そこでマーケティングや商品の売り方や実際の商品企画、会計など、いろいろな専門家から助言をいただく

中で、ビジネスとして成り立つのか、そこを重点的にチェックしているところです。

補助金を配って終わりではなく、補助金が入った後、ビジネスとして自立していけるものになっているかどうか、その助言をたくさんさせていただいております。そこをハードルが高いと感じられる方がいるのは事実です。

◎横山委員 県が支援する中で、アドバイザー的な支援をされる方がたくさんふえて、成果をふやすという計画になっているわけですが、アドバイザーのアクションプランに対する、各市町村それから事業者に対するフォロー、そこらあたりはどう考えていますか。

◎中村計画推進課長 アドバイザーをどんどん活用していただきたいと思います。先ほどの補助金の計画のブラッシュアップもそうですし、補助金採択前に、各地域でのアイデアレベルあるいはまだ試作レベルの商品をどう売れるものに持っていくのか、どこへ売っていくのか、幾らの価格帯で売っていくのか、そのあたりは、やはりオールジャパンの視野を持った専門家のアドバイスは非常に有効だと考えております。このアドバイザーの活用はぜひ進めていきたいと考えております。

◎横山委員 地方版の総合戦略にしても、最終的にはやはり人口増加を図るということです。アクションプラン等で平成 26 年度は 575 人の雇用が生まれたということですが、雇用の質というか、短期の雇用なのか、長期の雇用なのか。若い方々が地域に根差すような長期的な雇用が大事なことではなかろうかと思いますが、そこらあたりの状況はどうなっていて、その留意点はどういう形で取り組まれているのか、お尋ねしたい。

◎中村計画推進課長 その内訳については、平成 26 年度末はまだ把握していませんが、大まかに言うと、短期いわゆるパート的な雇用の方が若干多いぐらいです。平成 25 年度ベースでは、パートの方が 270 名で、正規の方が 252 名となっております。平成 26 年度末は、見込みでまだ把握していませんが、委員がおっしゃるように、若者が地域で誇りと志を持ち、人口定着の増・維持を考えると、正規の職をふやすことが大事だと考えております。

それについては、パートも家計補助という意味で必要だとは思いますが、事業計画をつくる際に、十分な人件費を確保した上で利益が出るようにするためにはどう売っていけばよいか。そこらあたりの助言や計画のブラッシュアップもしていく、そういう仕組みで取り組んでいきたいと思っております。

◎中面委員 土佐まるごとビジネスアカデミーカリキュラム体系の再構築案で、アドバンスコースというのが出ていて、これだと思った。皆さんも御承知のとおり、宿毛は当初から水産加工場が地域アクションプランに載ったもので 3 カ所あり、その中でダイヤモンドダイニング、ピアーなど県外資本が入って地元と一緒にやっており、20 人くらいの雇用はできています。それを見て、別の方が手を挙げた。この人も商人塾へ行っていて、商人塾を出た後に地域アクションプランで、釣りブリとカツオの加工場を起こしました。

これが大変好評で、多分これは商人塾で習った成果でしょう。最初、地域アクションプ

ランの申請をするときはうまく説明ができなくて、これは大丈夫かというような男が、すごいですよ。もう 100 人単位で加工場をつくるということで、加工場の増設を予定しております。それを見て、地域アクションプランに載っていませんけれども、新たな人が加工場を既に別個でやっています。

これはまさに地域のリーダーとなるべきという期待を、宿毛の商工会議所会頭から話を聞いて、知事にも言いました。その親戚は億の規模で加工場を建ててやると。これはもう父親が養殖を手広くやっていますので、養殖の魚を使ってやる予定ですよ。

そういう形で、宿毛の水産業者は加工の面で、この地域アクションプランで、物すごく意欲もあるし、雇用も生まれていますよ。

私が注目したのはこのアドバンスコース、むしろ今やろうとしている人が、ちょうどこういう講義を受けてもっと伸びたらよいなと思って、今見たら 6 月から 2 月までの 8 カ月コースですか。講師は経験者なのか学者なのかはよくわかりませんが、そこらあたりの説明をいただきたいのと、講座の時間設定、商売やっている方は物すごく忙しく飛び回っていて、こういうのを受けられるかどうかわからないですけれども、そういう人たちを目標にするのでしょ。

その 2 点をお聞きできたらと思います。

◎中村計画推進課長 まさに委員がおっしゃった方などを想定してつくったものです。

講師については、県として個別の先生という意味ではなく、人材育成コーディネーターを 3 名委嘱しております。大学の先生や首都圏で実際にコンサルタント業務をやっている方、自分で事業をされている方、この 3 名を人材育成コーディネーターとしてお願いしております。その 3 名の先生をベースとしたコースになりますが、そのコースや受ける方の課題に応じて、オールジャパンというか、全国各地からその道の第一人者をこまごとに呼び、事業者の課題に応じて講義を進めていくことを考えております。

時間帯についても当然、商人塾なども昼・夜でしたが、今のところ、ここについては、夜だけで一つのこまが終わるのは難しいかもしれないので、夜だけにすることを考えているわけではないです。

◎中面委員 なかなかその商品も、清水のあの商品もそうですが、こういうところでアドバイスを受けて、つくっているのだらうと思うけれども、非常に好評です。私も買って贈ったら、贈った先の人を中心に、お歳暮などで贈るという広がりを見せているので、ぜひ頑張ってください。

◎梶原委員 総合補助金に話を戻します。各委員の質問、課長の答弁で、もちろん補助金を配るだけではなく、今後ビジネスで継続できるようにという話もありましたけれども、平成 21 年度、平成 22 年度ごろの事業は、それからもう 5 年、6 年たっています。これまでに全体的にいろいろな加工施設など補助金を使ってやったところが現状どうなっているの

か、本当にビジネスとして成立しているのか、それをすることによって販売が拡大しているのか、ひいてはそれぞれの地域の産業振興に本当に資するものになっているのか。その辺を全体的に調査されたのか、これからされるのか。その辺の一連の今後の取り組みを教えてくださいいただけますか。

◎中村計画推進課長 個別に追いかけているわけではありませんが、産業振興総合補助金を入れた事業についてはフォローアップという仕組みがあり、5年間毎年見ていく仕組みがあります。産振補助金を入れた事業について、先ほどの資料の経済効果というところに売り上げの増加額としては拾っております。

投入補助金が全て入れて30億円ですが、売り上げ増については、累計で80億円ぐらい、仮に経済波及を入れると、恐らく120億円ぐらいになるのではないかとということで、産振補助金投入のものについては、売り上げ増による経済波及という意味での効果は十分出ているのではないかと考えております。

ただ、全体をこれから調べていくのかということ、来年度が第2期産業振興計画の最終年であり、各地域アクションプランについて、掲げた目標と進捗や成果をきっちり検証して、申し上げた意見交換会なども通じて、次なるステージアップへの糧としていきたいと考えております。

◎梶原委員 わかりました。

それぞれの地域で前向きに取り組んでおられると言われましたが、全て件数と金額だけで推しはかるわけではないですけれども、平成21年度から平成26年度まで数字で見れば、安芸は40件、物部川は11件、多いのが幡多の48件、大体高知市、物部川、市街地に至っては年間1件あるかないかで、金額的にも安芸と物部では4倍ぐらい、高知市と比べると6倍ぐらいの差があり、どちらかといえば、人口の少ない中山間でこういう取り組みをとるところに、全体的な傾向があらわれているわけですね。この地域の偏在をどう考えるのか、その辺を教えてくださいいただけますか。

◎中村計画推進課長 この資料では、地域や年度によって、総合補助金の活用状況にかなり差があると見えますが、必ずしも総合補助金に限らず、国の補助事業などを活用して、地域アクションプラン全体の活性を進めているところもありますので、一概にこの数字イコール熱意の違いではないと考えております。

ただ、委員から御指摘があったように、物部と高知市、市部については、特に高知市あるいは物部川地域でも中山間地域、山間地域から、地元の住民の取り組みが幾つか出てきているところです。アクションプラン自体の数はふえなくても、事業主体として参加いただいているところなどもふえてきている状況です。

それらの動きを何とかさらなるビジネス、ひいては最終的に外商へつなげていくように、地域本部を中心に掘り起こしをして、アドバイザーを派遣している、そういう段階です。

◎三石委員長 それでは質疑を終わります。

以上で計画推進課を終わります。

〈地産地消・外商課〉

◎三石委員長 次に、地産地消・外商課の説明を求めます。山地地産地消・外商課長。

◎山地地産地消・外商課長 地産地消・外商課です。よろしく申し上げます。

当課の平成 27 年度当初予算、平成 26 年度 2 月補正予算と繰越明許費について、御説明します。

まず、平成 27 年度当初予算ですが、資料番号②議案説明（当初予算）の 247 ページをお願いします。

歳入ですが、14 諸収入、8 雑入について、地産地消・外商課収入のほとんどは、アンテナショップの収益事業の経常利益の県への返還です。

次の 248 ページをお願いします。

当課の歳出予算の総額は、左から二つ目、本年度の欄にあるように 6 億 7,400 万円余りで、前年度当初予算と比べ 2 億 5,000 万円余りの減となっております。

こちらについては、国の経済対策に対応して地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用したため、平成 26 年度 2 月補正予算に前倒しで計上したことによるものです。この 4 億 5,000 万円余りの前倒し計上がなければ、あわせて 11 億 3,155 万 5,000 円と、前年度と比べ、2 億 6,000 万円余りの増となっております。

増額の主な要因としては、地産外商公社の体制強化に伴う地産外商公社運営費補助金の増、また輸出の本格化に向けて、高知県貿易協会内の貿易促進コーディネーターを増員することに伴う輸出促進企業支援事業委託料の増、また 3 年目となる「高知家」プロモーションの展開のための高知家プロモーション事業費補助金の増などによるものです。

主な事業説明は、後ほど補正予算で御説明します。

右の説明欄で、主な事業について御説明します。

2 企画推進費は、課の活動費や県人会の交流などに係る経費です。

3 地産外商推進事業費の 1 番目、関西地区地産外商戦略推進事業委託料については、「高知家」の食普及推進事業や高知フェア等の開催など、本県産品の認知度の向上を図るものです。後ほど御説明しますが、地産外商公社の活動拠点を新たに大阪に設置することに伴い、商談会の開催業務などを公社の運営費補助金に移したことにより、前年度と比べて減額となっております。

その下、中部地区地産外商戦略推進事業委託料は、これまでの飲食店、小売店等での定期的な高知フェアの開催に加え、メディアとのネットワークを構築して PR を強化し、具体的にターゲットを絞り込んで食材の魅力を発信するなど、本県及び本県産品のさらなる

認知度の向上を図るものです。

次の北海道地区外商活動等推進事業委託料は、平成 22 年 11 月から北海道高知県人会連合会に委託して実施しているものですが、これまでの外商活動により構築した人脈をもとに、ホテルでの高知フェアなど、実績も上がってきました。今後 4 月に新たに北海道に営業拠点を置く高知県内の卸事業者との連携も図りながら、取り組みをさらに強化してまいります。

その下、4 高知家プロモーション推進事業費ですが、次の 249 ページをお願いします。

高知家プロモーション事業費補助金については、12 月補正で認めていただいた債務負担の現年化分と、年 2 回の認知度・好感度などのマーケティング調査を行うための経費を地産外商公社に補助するものです。詳細は後ほど御説明します。

一つ飛びまして、6 食品加工推進事業費ですが、食品生産管理高度化講座開設寄附金は、食品事業者の皆様の生産管理・衛生管理の高度化を支援するため、高知県立大学の有する専門的な知識と高度な設備を活用し、企業内はもとより、将来の企業を担う学生も含めた産業人材の育成を目指して、高知県立大学に食品衛生に関する講座を開設しているものです。

その下の事務費の中に、外商の効果を雇用の増加や設備投資の拡大につなげるため、県内事業者が外商に取り組む中で明らかとなった課題の解決のための支援を行う食品企業総合支援事業費を計上しておりますが、後ほどこちらも御説明します。

次の 4 目、県外事務所費ですが、大阪事務所と名古屋事務所の活動費です。

以上が平成 27 年度当初予算です。

続いて、平成 26 年度 2 月補正について御説明します。

資料番号④の議案説明（補正予算）の 117 ページをお願いします。

歳入ですが、5 産業振興推進費補助金については、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を受け入れるものです。

次の 118 ページをお願いします。

左から 3 列目、補正額の欄にあるように、当課は総額で 4 億 5,144 万円の増額補正をお願いします。

右端の説明欄で、主な事業について御説明します。

補助金や委託料の名称の後ろに括弧書きで地方創生と書いてあるものは、国の交付金を活用して当初予算に計上予定のものを前倒ししたものです。

まず、地産外商推進事業費ですが、その下、高知県地産外商公社運営費補助金（地方創生）は、地産外商公社が実施する県産品の仲介あっせん業務や展示商談会への出展に係る経費、アンテナショップを通じた商品の磨き上げの支援など、収益のない事業に対して補助するものです。公社の活動範囲を関西、中部、中国、四国、九州にまで広げ、プロパー

職員を3名増員するなど体制を強化したことから、昨年度から大幅に増額となっております。

次のアンテナショップ消費喚起事業費補助金についても、国の補助金を活用するものですが、これは国の制度の中で、地域における消費喚起策を支援するものです。

アンテナショップ「まるごと高知」で利用できるプレミアム商品券を発行して、首都圏における県産品の消費喚起を行うものです。額面1,000円の商品券を10枚セットは3割、5枚セットは2割、ばら売りは1割それぞれ割引引くことで、その割引等に係る経費などを公社に補助するものです。

次の3高知家プロモーション推進事業費ですが、重点品目プロモーション事業委託料はニラ、ブantan、トマトなどの重点品目のセールスプロモーションの企画やマスメディアへの露出等を行い、県産品の販売促進につなげようとするものです。

4海外経済活動拠点事業費です。その下、海外経済活動支援事業費委託料の400万円の減額については、上海事務所の閉鎖に伴う経費等が見込みを下回ったことなどによるものです。その下の括弧で地方創生と追記している6,910万円については、海外における支援拠点の運営を高知県貿易協会に委託するものです。

なお、上海の拠点については、平成26年度から現地のビジネスコンサルタントに委託を行い、中国への販路開拓・進出を目指す県内事業者の支援を行っております。

シンガポール事務所では、来年度から現地の日系量販店でテストマーケティングを実施することとしております。商品の販売を通じて、現地消費者の嗜好や購入しやすい価格帯等の情報収集を行うことで、海外の販路開拓を目指して取り組んでまいります。

また、新たに台湾にも支援拠点を設けることとしております。詳細については、後ほど別の資料で御説明します。

その下の輸出促進企業支援事業委託料についても、後ほど御説明します。

その下、輸出加速化事業費補助金については、当初、全額一般財源で計上してございましたところ、国の助成金が受けられたことから減額をお願いするものです。

5食品加工推進事業費ですが、次の119ページをお願いします。

食品加工業支援事業委託料については、マーケットのニーズに基づいた売れる商品づくりを進めていくため、土産物・特産品や業務用商品の開発、販路開拓を支援していくための委託料です。業務用商品については、専門家による商品評価やアドバイス、業務筋に対する提案等を行い、商品開発や改良につなげてまいります。

土産物・特産品の開発プロジェクトについては、今年度、県内外で地域産品の開発や販売方法の指導に実績のある方をアドバイザーとして、年間を通して招聘し、ヒット商品づくりに関する講演会やスイーツづくりに関する勉強会、また、個別の助言などを行い、試作品づくりなどの具体的な動きも見えてきました。来年度は、今年度の取り組みを踏まえ

て、商品の発掘や磨き上げを目的としたコンクールを実施し、その中でマーケットを見据えた商品づくりや全国に向けた情報を発信するなど、新たな土産物の開発に取り組んでまいります。

次の食品表示適正化支援事業委託料については、食品表示の適正化に向けたワンストップ相談窓口を高知県食品産業協議会に設置するものです。平成 22 年度から設置しており、今年度は 2 月末現在で 570 件を超える相談に対応しております。

次の市場対応商品開発事業費補助金の 500 万円の減額ですが、県内事業者が商品の開発・改良などを行う場合に経費の 2 分の 1 を補助するものですが、他制度を活用する事例などがあり、執行が見込みを下回ったことによるものです。

その下の市場対応商品開発事業費補助金（地方創生）の 600 万円については、国の交付金活用による前倒しです。後ほど御説明しますが、来年度はこれまでの外商の成果を事業者の拡大再生産、また雇用の確保、そういったことにつなげていくため、それぞれの事業者の持つ課題の解決を総合的にサポートする体制を強化していくので、その中でこの補助金を紹介もしながら、マーケットのニーズに沿った商品づくりを支援してまいります。

以上が地産地消・外商課の 2 月補正予算の説明です。

続いて、繰越明許費について御説明します。

次の 120 ページをお願いします。

当課の繰越額 4 億 5,713 万 6,000 円は、国の補正予算による経済対策に係る交付金対応のため、繰り越しするものです。

参考資料の赤のインデックス、地産地消・外商課の資料をお願いします。

平成 27 年度高知家プロモーション及びセールスプロモーションの概要です。

左の欄に記載していますが、一番上の A 認知度については、県民の皆様を初めとした御協力により、大都市圏での「高知家」の認知度が 33% になるなど、大きな成果につながってきました。次のステージとして、その下の B 行動誘発をより重点的に行うことで、一番下の C の 2 に記載している、高知県産品を買う、高知へ観光に行く、高知に住むという行動成果につなげてまいりたいと考えております。

高知家プロモーションの 3 年目の取り組みですが、上の囲みのポイントに記載しているように、「高知家」の人に着目した話題性のあるプロモーションを展開するなど、引き続き認知度の向上を図ってまいります。また、買う、行く、住むといった行動を誘発するために、効果的なプロモーションをあわせて進めてまいります。

3 年目の高知家プロモーションの効果を最大限に生かしていくため、それぞれ青のボックスに記載していますが、外商、観光、移住の具体的なセールスプロモーションを展開してまいります。

外商については、ニラ、宗田節、ブントなど重点品目 9 品目について、消費者にとっ

て説得力のある著名なシェフなどからも情報発信していただく、また「高知家」の家族の一員でもある高知の生産者からもしっかりと情報発信していただく。そういったことで、全国の皆様に高知の食材や製品の魅力を効果的に伝えたいと考えております。

観光についても、「高知家」ならではの魅力的な旅行商品を造成して販売する。また、その旅行者を「高知家」の家族がもてなす。また、移住の分野についても、入り口となる高知県へのファンづくりから、移住への具体的な相談を受け付ける「高知家で暮らし隊」の会員に登録いただくまで、高知家プロモーションと一体的に展開することで相乗効果を発揮してまいります。

左の欄に戻りますが、「高知家」を認知していただくAから一番下の買う、行く、住むまでを目指して、民間の皆様とともにプロモーションを展開していくことで、外商、観光、移住の具体的な成果につなげてまいりたいと考えております。

次のページをお願いします。

平成 27 年度の地産地消・外商課、外商施策の概要です。

左上のポイント 1 です。地産外商については、地産外商公社の外商活動を契機とした成約件数が大きく伸びてきました。昨年の 12 月議会において、公社の体制強化に係る予算を認めていただきましたが、これまでの公社のノウハウを生かし、公社の活動を首都圏初め関西や中部、中国、四国、九州まで広げて、積極的な支援を展開することとしております。

体制の強化については、吹き出しで記載していますが、首都圏では新たに外商担当として、プロパー職員を 1 名採用し、外商課を 2 課 7 名から 2 課 8 名体制とします。

関西・中部エリアについては、県の大阪事務所内に地産外商公社の外商拠点を新たに設置し、プロパー職員 1 名を採用するとともに、県からの派遣職員 1 名の 2 名体制で、今まで外商活動を支援してきた大阪事務所、名古屋事務所の両事務所と連携を密にし、積極的な外商活動を展開してまいります。

中国、四国、九州については、地産外商公社の高知事務所にこの 3 月からプロパー職員 1 名を採用し 5 名体制で、県内事業者のサポートに加え、中国・四国・九州エリアの外商活動も支援してまいります。

右側のポイント 2 です。

県内事業者に、より多くの外商にチャレンジしていただけるよう取り組みを拡大するものです。

1 番目の産地視察型商談会については、今年度、昨年 5 月にも高知市で県外のバイヤーを招聘した商談会を開催していますが、来年度は高知市だけではなく、高知市を含む県内 5 ブロックまでバイヤーに足を運んでいただいて、県内事業者との商談とともに、生産現場を直接見ていただくことで、本県や本県製品のよさを実感していただき、より多くの成約につなげてまいりたいと考えております。

その下の県内量販店でのテストマーケティングについては、新たに外商にチャレンジされる事業者、また新たな商品の外商への第一歩として、県内の量販店等でテストマーケティングを実施するものです。

三つ目の大手卸事業者やパートナー企業との連携強化については、昨年度、パートナー企業の第1弾として、旭食品株式会社と6次産業化及び地産外商の推進に関する協定を締結していますが、この協定に基づく取り組みや大手の卸事業者との連携強化をさらに強めてまいりたいと考えております。

下のポイント3ですが、これまでの外商の成果を事業者の拡大再生産につなげていくため、それぞれの事業者の課題の解決に向けて、総合的にサポートしていくことで、事業者のさらなる成長につなげてまいりたいと考えております。

あわせて、飲食店など業務向けの商品の開発、また新たな土産物の開発等も支援することで、食品加工業の底上げを図ってまいりたいと考えております。

次のページをお願いします。

高知発の食品及び製品技術の輸出、観光誘致の強化ポイントです。

海外への地産外商の取り組みについては、これまで食品分野で養ってきたネットワークやノウハウを生かして、機械分野での海外販路の開拓支援にも本格的に取り組んでまいります。

具体的には、高知県貿易協会内に配置している貿易促進コーディネーターを3名から5名に増員し、支援体制を強化するとともに、海外の見本市や商談会への出展を支援してまいります。

また、台湾においては、昨年4月に県内の食品・工業・観光の各分野の企業に参画いただいた高知県台湾販路開拓経済ミッション団の訪問を契機として、商談会での成約やその後の販路につながっております。さらには、台湾企業との取引を検討する県内事業者が多くいるなど、新しい販路を切り開く足がかりができつつあると考えております。

こうした契機を逃すことなく、シンガポールと上海に加え、新たに台湾に現地法人に委託する形での支援拠点を設け、食品や機械分野の製品などについて、現地企業とのマッチングなどを支援することとしております。

これらの施策により、さらなる貿易の促進に取り組んでまいります。

以上で地産地消・外商課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 外商の全国展開を非常に待ち望んでいた。銀座のアンテナショップを足がかりに、成果をさらに関西、中国、四国に、県事務所を活用しながら、来年度の展開は大体どこまでなのか。その延長線上に事務所の要員増加は何人かずつあった。その後の展開はどうするのか。物販所を直営する形にまでの思いはあるのか。ここでせっかく増員するな

ら、県政策に精通するだけでなく、その人の持っているキャラ。この後の移住コンシェルジュにも増員があるけれども、やはり高知県の最初に、高知家プロモーションの中の一番の魅力は高知県人、土佐人だという原点、原則があるわけで、せっかく増員の機会があるときに、物を売るノウハウや県内事情に精通した、県政策をよく知っているというだけでなく、能力は当然ベーシックな部分で要るけれども、人間の持ったキャラが移住コンシェルジュにも商業展開にも絶対に要ると私は思うので、人選をしっかりと補強してほしい。

それから、もとへ戻って今後の展開よね、事務所補強はよいけれども、補助金を出して公社がやることにしても、今後の戦略についてどこまでのもくろみを持っているのか。

◎山地地産地消・外商課長 関西地区の戦略ですけれども、基本的に今まで公社が取り組んできたノウハウの中で、特に全国のネットワークを持っている大手の卸事業者との結びつきができたことで、首都圏での結びつきをきっかけに、全国への結びつきができる。例えば大阪での商談会の開催など具体的に展開されています。そういったところを、公社としても生かして、東京のみならず、関西、中国、九州等にも視野を広げていきたいという思いがあり、まず外商の部分について、2名の職員を置き、大阪事務所とも連携を密にして、いわゆる商流の拡大、ビー・ツー・ビー、そういった部分についてしっかり支援してまいりたいと考えております。

6次産業の協定をいただいている旭食品についても、もともと関西が強いとお伺いしており、いろいろな参考になる話もお伺いできるので、そういった方々のアドバイスもいただきながら、関西地区への活動、取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

その先ですけれども、例えば商談についても、実際に商品を置くような拠点の必要の有無という部分も、實際上そういったニーズがあるのではないかという声も聞いておりますので、そういった視点も含め、消費者向けの販売拠点という視点を加えて、ビー・ツー・ビーの商談をする上での拠点のあり方も今後検討してまいりたいと思っておりますし、そこは大消費地でいうと大阪もそうですが、名古屋も同じ視点で今後検討を加えていきたいと考えています。

◎森田委員 今言ったように県の人脈をたどれば、旭食品はマーケティングではもうプロ中のプロで、組織力・陣容、これはすごいものがあって、京都、神戸も含めたあの商圏に対するノウハウは、具体的な売り上げ増あるいは県の産業活力に直結してくるような要素をいっぱい含んでいる。銀座のノウハウをもってやれというだけでなく、いわゆる京都、神戸まで含めた大阪圏域の商業戦略が高知県の産業振興計画に直結する動きになるので、そこを手薄にするのはもってのほかだと思う。そこを軸足にして東京戦略を練るべしで、東京を先にやってしまったけれども、ここを置いておくわけにはいかんと思うので、やはり大阪、関西の切り口をしっかりとやってほしい。

それから名古屋にもあるというけれども、名古屋の事務所展開はたった3人とか2人で

やってきた経過がある。人的なつながりは結構大きいのでそれも考えたらよいし、九州、四国も考えたらよいけれども、県内産業の活力のために、大阪はしっかりやるべき価値があると思う。

それと北海道を待ち望んでいたけれども、北海道も売り先としては大いに、北海道県人会が待ちかねているわけですよ。それから、商品そのもののアイテムが北海道と四国、高知などではもう全然違う。それから北海道の市町村と県内市町村でいっばいつながりがあって、売る戦略の支援は北海道もスタンバイできている。ずっと寂しい細い糸でつながり、それでもつながりきりたい、何とか太めたいというのは向こうがずっと持っている気持ちだったので、民間を伝って、改めて県としての位置づけを探っていこうと。やっと動き出すかもしれないという期待感があるので、ぜひとも北海道をやってほしい。

それから、外商戦略は台湾を足がかりにまたやるぞと。

いよいよ外商戦略をしっかりやるということで、平成 27 年度中に 1 年間しっかりした視点を仕上げて、平成 28 年度から具体展開に移ってほしいと思っているので、大いに期待しています。

それと最初の端へ帰って、高知県の人に着目したプロモーション展開、私は少々金がかかってもよいと思うので、高知県人、土佐人の中から俳優、歌手を選択していただくだけでは、そこそこ人材が尽きてきていることからすると、歌手、俳優の島崎和歌子さんや、あるいは武田鉄矢は直接関係ないけれども、そんな人も活用してきたけれども、僕は、やはり福山雅治みたいな男を 1,000 万円、2,000 万円かかっても「高知に行って住んでみいや、おまんら、こじゃんとええぜよ」と、福山雅治に 1,000 万円、2,000 万円払っても、あの人はあのドラマの中で随分土佐人になりきってくれたという思いもある。そんなことからすると、そういう金を少々つぎ込んでも、若い人から年輩まで、あの人は本当にファン層が広い。

そういう意味で、高知県人だけの中から手探りするのではなく、そんな人を、あるいは、ねんりんピックのときに、土佐人になりきって「全国からみんなあよう来たねえ、わしは土佐人ぜよ」と場内でオンステージをやった俳優がいた。あれ覚えていないかね。あの人のキャラもそのまま、結構有名な役者だったけれども、土佐人がやっているのかなと思ったぐらい最高のキャラを持っている。やはり土佐人、高知県人、出身者がもういないのなら、高知県への思いのある人、あるいはすぐになりきれの人を使ったバージョンで「高知へ行って住んでみいや、行ってきてみいや、ほらすごいぜよ」と応援してくれるキャラの人、とにかく人材は宝だから、ここにずっと書いてあるけれども、そんなふうにならなくてもいいと思うけれども、どうでしょうか。

◎浅野企画監（高知家プロモーション推進担当） 高知県への思いを持っている方の活用はこれまでもしてきたところですが、今後、高知家プロモーション 3 年目を展開す

る中でも、委員が言われるような検討はしていきたいと考えております。

ただ、高知家プロモーションの他県にはない違いとして、どこよりも誰よりも熱い高知県民の温かさ、おおらかさ、豪快さ、そういった気質が他県とは違うプロモーションとして展開していきたいと考えているので、3年目は、高知に思いを持ってくださった方の活用も含め、「高知家」の家族に焦点を当て、前面に押し出してプロモーションを展開してまいりたいと考えております。

◎森田委員 よいですね、うちには土居正治もいるけれども、福山雅治に「住むなら、行くなら、やっぱり高知ぜよ」と言ってもらったら、土佐人の域を超えた人材として、そういうところに焦点を当てたニアリー土佐人ということで非常に発信力があると思いますので、3年目、実を上げる人材を発掘して調整してもらいたいと心から思います。頑張ってください。

◎浅野企画監（高知家プロモーション推進担当） ありがとうございます。ただ、福山雅治かどうかは予算の関係上もありますので。委員の思いを受けとめ、「高知家」の家族あるいはその思いを持った方の活用を考えてまいります。

◎横山委員 アンテナショップでの消費喚起で2,700万円ぐらい使われていますが、地方創生の交付金事業で消費が拡大という形で、何か簡単に飛びついたなと思っています。確かにアンテナショップの物販がちょっと不振だという思いはあるかもわかりませんが、アンテナショップで使えるプレミアム商品券が2,720万円組まれている。この事業効果をどう捉えていますか。

◎山地地産地消・外商課長 今回、国の交付金の制度自体が、各地域の産品を広く売り込んでいく、まさに高知のアンテナショップ「まるごと高知」の目的と合致するということで、この交付金制度の活用をぜひさせていただきたいという思いです。

今でも商品券という仕組みは「まるごと高知」も持っておりましたけれども、今回少しバージョンアップし、枚数によってお客さんが活用しやすいような提案もさせていただいて、ぜひ高知県産品を売っていきたい。他県のアンテナショップも同様の制度だと聞いているので、他県に負けないように展開してまいりたいと考えています。

◎横山委員 高知県産を東京の商圈で売るという手っ取り早い方法で、購買がちょっとでも上がるかなと思いますが、やはり物販が落ち込むということは、物販に出している商品そのものが、東京都の都会の方の消費に合いづらいということもあって物販が少し不振なのかなど、そういう根本的な問題を先に解決しないといけない。なぜ物販が不振かというあたりを突き詰めてしないと、このプレミアム商品券によって、これは一時、1年だと思っています。先ほど話をしましたが、平成27年度売り上げがどれぐらいの金額が見込まれるのか、そこらあたりはどうですか。

◎山地地産地消・外商課長 物販については、ことしの2月末の時点を見ても、売り上げ

としては昨年と同程度か、少し上回る数字になっておりますので、商品の売り上げ自体は下回ることはないと考えております。

商品を買っていただくきっかけは、例えばテレビ等でショウガ等が取り上げられるとか、プロモーションの効果とか、具体的な商品で言うとミレーのビスケットのように皆様に受け入れられるヒット商品、そういったものをつくっていくという視点かなと思っております。

プロモーションについても、高知家プロモーションとも連携して強化してまいりたいと考えていますし、ヒット商品づくりについては、先ほど御説明した土産物等の開発の取り組みの中で、少しコンクールのような全国に発信できる仕掛けも考えながら磨き上げをしてまいりたいと考えております。

商品券については、発行枚数が10万枚を予定していますので、そういうものを活用して、今以上にお買い上げいただきたいと考えております。

◎横山委員 そうですか。購買の拡大ですので、なかなか金額的には積算ができないのかなという思いもします。こういうプレミアム商品券での販売の拡大よりも、もうちょっと根本的な高知県産品のよさをどんどんこの予算を使ってやる消費拡大ですので、予算を使う中で、拡大していかないと一時的なものに終わってしまう、そんな思いがあるということで話をさせていただいていますが。

◎山地地産地消・外商課長 物販について、今以上に県産品の情報発信ということで、売り上げも重視しながら。一つは、店の日々の努力は今後も鋭意進めてまいりたいと考えておりますし、丸5周年を迎えるので、店の内外装のリニューアル等も考えて、お客様に来ていただく、足を運んでいこうという魅力ある店のしつらえなども工夫し、その上でお話があったように、商品自体も魅力あるものに持っていくことに取り組んでまいりたいと思います。

◎横山委員 全国の各都道府県のアンテナショップが同じような形での競争になるのではなかろうかという思いがありますので、やる以上は、高知県が一番消費者に対して積極的な対応をしていると評価されるよう2,720万円を使っていただくようになればと思いますので、よろしくお願いします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で地産地消・外商課を終わります。

それでは、ここで休憩といたします。再開は午後1時とします。

(昼食等のため休憩 11時44分～13時00分)

◎土居副委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈移住促進課〉

◎土居副委員長 次に、移住促進課の説明を求めます。辻移住促進課長。

◎辻移住促進課長 移住促進課です。よろしくお願いいたします。

当課の平成 27 年度当初予算及び平成 26 年度 2 月補正予算について御説明します。

まず、平成 27 年度当初予算です。

お手元の資料、青のインデックス②議案説明書の（当初予算）の 251 ページをお願いします。

まず、歳入です。

9 国庫支出金は、移住促進費補助金 240 万円を計上しており、内容は雇用開発支援事業費補助金です。

その次に、14 諸収入として、雑入 9,000 円を計上しております。こちらは臨時職員の労働保険料の自己負担分を計上しております。

それでは歳出の説明に入る前に、平成 27 年度の移住促進策のバージョンアップについて、別添資料により御説明します。

お手元にお配りしている産業振興推進部参考資料の赤のインデックス、移住促進課のところをお開きください。

来年度のバージョンアップのねらいを資料の上枠内に書いております。

来年度の目標、年間移住者数 500 組の達成に向け、国の地方創生の動きと連動するとともに各産業分野、市町村、民間団体の皆様との連携をさらに深めつつ、オール「高知家」体制で移住促進策の展開を図ってまいりたいと考えております。

今年度の実績について、その下段に書いています。

1 月末の数字になりますけれども、ポータルサイト「高知家で暮らす。」へのアクセス数が約 20 万 3,000 件、相談者数と移住者数は昨年同時期をそれぞれ上回っており、相談者については 2,869 人、そして移住者数については 319 組 512 人が、本県に移住しております。

しかしながら、年間 500 組という目標の達成に向けてはもう一段のギアチェンジが必要なことから、資料の中央から下にそれぞれ課題を整理しています。その対応ということで、バージョンアップを考えているところです。

まず、課題の 1 として、国の地方創生の動きが本格化していく中で移住への関心も高まっているので、そうした方々に本県の移住ポータルサイトへのアクセス、さらには移住相談という具体的な行動に移っていただけるように、他県との競争にも勝っていく必要が出てきます。

県では、既に移住コンシェルジュを 2 名東京に常駐させており、国が今月末に開設する予定の全国移住促進センターにも頻繁に足を運び、連携を深めていくこととしております。さらに来年度は、東京の相談窓口体制を 2 名から 3 名に拡充するとともに、ふるさと回帰

支援センターにも相談窓口を開設したいと考えております。

次にその下、課題2として、増加する相談に的確に対応し、スムーズに移住・定住につながるために受け入れ体制をさらに整備することです。

そのため、右にあるように、今年度途中で9名に増員した移住コンシェルジュや、来年度30程度の市町村で配置を予定している移住専門相談員によって、県内の各地域で人を呼び込む体制の整備を進めてまいります。

課題の3は、県や市町村では、これまでも移住相談会あるいは移住体験ツアーなどの移住関連イベントに精力的に取り組んできましたが、それぞれのイベントが個別に展開されているため、相乗効果が十分に発揮されておらず、スムーズなパス回しを意識してイベントを開催することが必要なこと。そして、各産業分野でも同様に、担い手確保に取り組んできましたが、やりたい仕事をまだ明確に絞り込めていない方々にも情報をお届けする必要があるということです。

そのため、その右に書いてあるように、県や市町村、民間団体が連携し、スムーズなパス回しを意識した相談会の展開。その下、仕事の分野からのアプローチだけではなく、子育て世代やアクティブシニアなどといった暮らし方や世代にも着目した切り口でも、コンテンツや動線を追加していきたいと考えております。

また、その下にある今年度から取り組みを開始した人財誘致についても、PDCAを踏まえた取り組みを展開してまいります。多様な人材の獲得に向けて、新たに商工労働部が設置を予定している事業承継・人材確保センターとも連携して、マッチングに取り組んでまいりたいと考えております。

課題の4は、移住後のミスマッチをできるだけ防ぐために、移住前後の支援策の質・量をさらに拡大する必要があるということです。

そのため、右にあるように、県のコンシェルジュや市町村の移住専門相談員によって、移住の前段階から十分に地域のさまざまな情報をきめ細かく提供することや、ボランティアで協力をお願いしている地域移住サポーターの普及をさらに進め、移住後のフォローを行っていききたいと考えております。

また、資料の一番下に記載している高知市周辺でのお試し滞在ですが、首都圏の人がいきなり地方で暮らすことは心理的にもハードルが高く、生活条件が都市部と余り変わらない高知市あたりでお試しの暮らすことを勧めるという、先輩移住者からの意見もいただいております。

高知市周辺には、ホテル・旅館・マンション・アパートあるいは家具付きのマンスリーマンションなど多くの物件があるので、閑散期を有効に活用するなど、関係者に協力をお願いしながら受け皿の整備を進めたいと考えております。

それでは、議案書に戻っていただき、歳出の主な事業内容について御説明します。

青インデックスの②議案説明書の252ページになります。

産業振興推進費の移住促進費に1億4,622万8,000円を計上しております。今年度と比較して8,675万円余りの減額となっております。これは後で説明しますが、国の経済対策への対応のために、市町村や移住支援団体向けの補助金を2月補正に前倒ししたことなどによるものです。

では、この資料の右の説明欄に沿って主な事業を御説明します。

2の移住促進事業費1億388万円です。一つ飛んで上から二つ目になります。移住・就業支援システム保守等委託料806万6,000円ですが、移住希望者からの相談内容等の情報を登録するデータベースと仕事・住む場所・趣味などの情報を組み合わせて検索することができる幸せ移住パッケージシステムの運用や保守、機器の更新に係る経費を計上しています。

次の移住・交流総合案内業務委託料5,900万円余りです。これは県の移住相談窓口、移住・交流コンシェルジュによる本県に移住を希望される方々へのきめ細かな相談対応や情報提供、大都市圏での移住相談会やセミナーの開催、メールマガジンやフェイスブックなどによる情報発信を行うための委託経費です。

御説明しましたとおり、コンシェルジュについては、現在9名のうち2名を東京のまると高知に配置しており、首都圏の移住希望者の相談に対応しているほか、月に1度、第4金曜・土曜には高知から大阪に出向き、出張移住相談会を開催しております。来年度には、東京の相談体制を2名から3名に拡充して、ふるさと回帰支援センターにも相談窓口を設置することで、今後、地方創生機運の高まりとともに増加が見込まれる首都圏の移住関心層を本県への移住にしっかりつなげてまいりたいと考えております。

次に、パンフレット作成等委託料325万円です。これは本県の魅力や移住に関する情報を県外に発信する情報誌・パンフレットの作成費や、高知家プロモーションと一体感・統一感を出した移住相談会のブースなどの作成に係るデザイン料です。

次に、全国協議会等負担金100万円です。これは都市から地方への移住・交流の促進を目的に、全国の自治体や民間企業で設立した移住・交流推進機構への負担金と四国4県が連携する四国移住・交流推進会議への負担金、さらに、中四国9県で連携する中国四国共同移住・交流フェア実行委員会への負担金となっております。

次に、人財誘致促進事業費補助金600万円です。これは、起業・就業支援研修事業や、県と連携をして取り組んでいただく民間のマッチング事業者などを通じて人材を受け入れる民間事業者などが実施するOJT研修などに要する経費への支援や、市町村や公共的団体が地域課題解決など公益性の高い事業に従事する人材を受け入れる際に要する経費を支援する補助制度となっております。

次の事務費2,500万円余りですが、移住相談会や各県との担当者会等への出張旅費、会

場使用料のほか、雑誌等への広告掲載費、高知県移住推進協議会の運営経費などとなっております。

続いて、平成 26 年度の 2 月補正予算について御説明します。

お手元資料、青のインデックス④議案説明書補正予算の 121 ページをお願いします。

まず歳入、9 国庫支出金ですけれども、地域づくり支援費補助金 7,071 万 5,000 円を計上しております。

内訳として、雇用開発支援事業費補助金 760 万円の減額と、新たに国の経済対策による交付金が 7,831 万 5,000 円の増額となっております。

次に、12 繰入金は、地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰入として 49 万 8,000 円を減額しております。

次の 122 ページ、歳出です。

産業振興推進費の地域づくり支援費 1 億 1,270 万円の補正をお願いするものです。

右の説明欄に沿って御説明します。

一つ目、移住促進事業費補助金、減額で 950 万円のマイナスとなっております。

移住促進事業費補助金は、移住者向け住宅の改修や市町村の専門相談員の配置に係る経費、あと、市町村等が実施する移住体験ツアーのほか、NPO など民間支援団体の取り組みを支援する経費です。今年度の執行に際し、関係者との調整などを行う中で、見直しが必要となった事業があり、減額の補正をお願いするものです。

次に、同じ補助金ですけれども、移住促進事業費補助金（地方創生）と記載しています。こちらが 1 億 3,570 万円の増額です。今御説明した補助金と趣旨は全く同じものですけれども、平成 27 年度の当初予算に計上する予定であったものを、経済対策に対応するため 2 月補正に前倒しして計上するものです。

次に、人材誘致促進事業費の補助金です。こちらが 1,350 万円の減額となっております。こちらの補助金は、県と協定を結んだ人材ビジネス事業者や起業・就業支援研修事業を通じて、県内で就職された後の研修等の支援を行うもので、今年度の実績見込みに合わせて減額の補正をお願いするものです。

次に 123 ページをお開きください。繰越明許費です。

地域づくり支援費のうち、移住促進事業費で 1 億 6,930 万 1,000 円を計上しております。これは先ほど申し上げた国の経済対策への対応による補助金の 2 月補正計上分 1 億 3,570 万円と、同じく既に交付決定済みの 2 事業、土佐町のシェアオフィス整備と梶原町の移住者支援住宅の工事に係る 3,360 万 1,000 円です。

まず、土佐町のシェアオフィス整備は旧小学校の 2 階部分の改修を予定していましたが、当時の図面では確認できない配線等があり、詳細に現場で確認する必要が生じたこと、また、梶原町の移住支援住宅整備は旧教員住宅を取り壊してそこへ新築する予定をしていま

したけれども、例年よりも早い積雪等があり、工事のスケジュールが遅延したことにより、それぞれ年度内の完成が見込めなくなったものです。

以上で移住促進課の説明を終わります。よろしくお願いします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 ここも産振で一番大事な部分で、移住が県政課題の大きな部分を占めるようになってきた。その中でも、最初のすり込み、高知へタッチするときのキャラ、高知県の顔が前面に出て、人がテーマになる。午前中の高知家プロモーションでも、とにかく土佐人の魅力から出発していこうという話、それで東京の新しい移住促進センター用に新たに1人雇用する人は高知の人ですか、高知の政策に明るいのは最低限必要だけれども、そのキャラがもうビビッと来て、こんな人の育った、あるいはこんな人が売りの高知へ行ってみたいねという人、人が大事だと言っていたが、どんなふうにして選ぶのか。

◎辻移住促進課長 相談業務自体を民間に委託しているので、雇用自体は民間会社での雇用になります。ただ、委員がおっしゃるように、やはり高知が好きでたまらないというような人に、なっていただきたいのは私どもも常々思っているのですが、東京で雇用するにしても、例えば本県の出身者や相当ゆかりがある人など、そういった中からのリストアップを前提に考えていただくことになろうかと思えます。こちらからもぜひこんな人を雇ってほしいという思いは伝えていきたいと思えます。

◎森田委員 ルーツが高知県の必要はないと思う。我々にとっては年金が大事な時期で、年金をどこにためるか。年金の出し入れの銀行がすごく大事で、それで、私が道を歩いていて誘われて、その人のキャラで、全く関係ない初めての銀行にぼっと始め出すわけよ。それは持っている本人のキャラで始めるわけで、全然縁もつながりもない。それまでモーションをかけてくる県内大手などがあっても、キャラが輝いて、信用できて、結構その人のキャラというか魅力で始めることがある。

委託したところが選ぶにせよ、これは相当大事だと思う。そのほかにもコンシェルジュを6人から9人にするとか、いろいろな高知の人の魅力で発信を仕掛けていくときに、委託事業とはいえ、絶対に大事な部分なので、高知県に売りの人間がいっぱいいる。そういうのを推薦して、ここで高知PRの先頭に立ってくれないかというぐらいキャラの光る人でないといけない。政策を勉強して高知県の市町村を覚えてという話でなく、キャラが光る人があって、政策に明るくなったらよいと思うので。人選はやはり大事だと思いますよ。コンシェルジュ担当の推進振興監、あなたが高知のプロモーションの責任者でしょう。

◎吉村副部長 高知家プロモーション推進担当参事という職名をあくまで持っているのですが、委員もおっしゃったように、人を引きつける強烈な個性の人材を、最初に相談をあくまで大事なことでもあるので、そうした視点で人選するように努めていきたいと思えます。

◎森田委員 最初のすり込みでの高知のインパクトが絶対大事なので、全てのこの高知家

プロモーションは人で勝負するというのだから、最先端の高知県をPRできる具体の人物を推奨する形でいかないといけない。民間業者に任せているから、勉強したらだれでもできる、印象のよいというだけでなく、やはりキャラのよい人材で最初からやっていかないといけないと思いますよ。

◎黒岩委員 関連で。移住相談について、東京などの窓口での面談と市町村に直接電話などの電話の対応との比率はどんなものですか。

◎辻移住促進課長 東京は割と事前に予約を入れて、直接まるごと高知に足を運んでいたが、フェイスツーフェイスで相談するケースも結構あります。委員がおっしゃったように最初の段階では電話やメール等での相談もありますけれども、やはり関係が深まっていく中で、徐々に段階を踏んで面談などで対応するのが通常のパターンです。

◎黒岩委員 課長の答弁からすると、最初の取っかかりは電話あるいはメールが割合的には多いということですか。

◎辻移住促進課長 そうです。もちろん直接窓口に来る方も中にはいると思いますけれども、やはり最初の入り口としては電話等から始まるパターンが多いかと存じます。

◎黒岩委員 高知に対して関心を持っている方が連絡してくるということですから、そこに対して一歩前進するためにはやはりフェイスツーフェイスが大事ですよ。そこまで持ってくるものは、何が心理的な行動に移るきっかけになっているのですか。

◎辻移住促進課長 東京に窓口を置かず、高知だけで対応していたころは、やはり物理的に県外の方は電話やメールでの対応によらざるを得なかったと思いますけれども、こちらから先方に近いところへ出て行って、東京で窓口を構えた。あるいは11月からですけれども月に1回、第4金・土は大阪に出向いて出張相談もやっております。やはり多くのお客さんがいるところへ出向くことで、具体の行動を喚起していく形につながっているのではないかと思います。

◎黒岩委員 ちなみに、平成25年度の270組の移住者のIターン・Uターンはどれぐらいの比率ですか。

◎辻移住促進課長 270組のうち、県のコンシェルジュを通過してきた方が91組おり、その91組に限っての分析になりますけれども、アンケートを見ると、高知県出身者いわゆるUターンが大体3割ぐらいという回答をいただいております。恐らく今年度もほぼ同じ傾向で、大体4分の1ぐらいが今年度もUターン者だというデータが出ております。

◎黒岩委員 ということは、7割ぐらいの方がそれ以外で、非常に高知に関心を持っている意思表示が具体的な行動に移っている。そうした場合に、34市町村の中で、どういう思いで市町村を選ぶのか、コンシェルジュのほうでこういうところはどうかという対応なのか。そのあたりはどうですか。

◎辻移住促進課長 市町村名まで具体的に絞り込んで相談に来る方は、そんなに多くないと

思います。むしろ、例えば川のそばがよいとか、余り田舎過ぎると生活に不便そうだから町の近くがよいとか、最初は割と漠然とした要望が多いようにも聞いています。ただ、何度かやりとりをする中で、徐々にその相談者がイメージしている生活ぶりなどをお互い共有していく中で、それならこのあたりがよいかもしれませんという格好で落とし込みをしていく形で対応しております。

◎黒岩委員 そうなると、例えば川のそばがよいとか、いろいろな希望が出てきた場合に、先ほどから出ているお試しで宿泊する施設がちゃんとそろうかどうかについてはどうですか。

◎辻移住促進課長 お試し施設等も順次市町村でも整備を進めていただいております、今、全部合わせると30施設ぐらいのお試し滞在施設の整備が整ってきております。こういったところへ短い方は数泊、ある程度長い方は1週間、2週間と滞在していただき、その間に、例えば市町村の相談員が実際に地域を御案内する、地区長にも会っていただく、あるいは地域の方との交流会を段取っていただくなどを通じて、地域の暮らしぶりなどをお伝えしています。

◎黒岩委員 相談窓口の人員をふやすということは、それだけのニーズがあるということだと思うので、受け皿となる宿泊体験の場所も確保していく流れをつくらないと、そのあたりのミスマッチが出ていけない。移住された方々のその後の追跡というか、そのあたりはどうですか。

◎辻移住促進課長 県のコンシェルジュを通じて来た方の分析をしているところですが、仕事に関しては、4割近くの方が企業や団体等への就職という格好で仕事についています。

その次に、みずから仕事を起こす起業、あるいは自営されている方も1割以上います。あと、地域おこし協力隊で入って来る方も結構いて、1割ぐらいの方が地域おこし協力隊についているというデータが出ております。

◎黒岩委員 最後に、平成27年度は500組とハードルが非常に高いが、去年、ことしの実績を踏まえて、どういう決意か答えてください。部長でもいいですよ。

◎中澤産業振興推進部長 本会議でも答弁を申し上げましたが、ことしは400組を目標にしております。あとひと月を残していますが、それに近い数字はいけると見込んでおります。来年度は、先ほど課長からも説明した、これまで取り組んできて、やはり取り組みが進めば進むほど、委員から御指摘があったように受け皿の問題や、東京の受け口でのスムーズな引き継ぎなど、事業が進めば進むほど課題も見えてくる。そういうものをこなしながら、でも、それをこなしていくということは、対応のレベルアップができていくことだろうと思います。

そういったこれまでのノウハウの蓄積と移住促進、ことしはフルラインナップというか、

拡充して2年目なので、さらにP D C Aを回すことで500組を何としても達成していきたいと思います。また来年度、これも申し上げましたけれども、地方創生ということで、東京から地方への人の流れを国がバックアップしてくれる追い風にはなります。

一方で、競争が激しくなるので、より一層、本県のさまざまなツールの改善を重ねていくことで、目標達成に向けて取り組みたいと思います。

◎中面委員 それで、今の地方創生の10万人だったかな、これから5年で大都市圏から地方へ。

◎中澤産業振興推進部長 東京から4万人出て、東京に入る人を6万人抑える、プラスマイナスで10万人にしたいという。

◎中面委員 プラスマイナスで10万人か。それで、具体的な数字が今後出てくる中で、高知県はこういう実績を持っています。平成26年度の4月から12月で286組466人という数字が手元にあるが、平成25年度の実績よりは着実にふえていると、前の委員会が出ていたのかな、よく分析されていますよね。入るに当たっての希望や入った人たちの思い、それらを持って国にいち早く働きかける作業はいつごろから始まるのですか。

◎辻移住促進課長 間もなくオープンすると聞いている国の全国移住促進センターは、首都圏における送り出し機能として我々も期待しています。そういったところに対して、待ちの姿勢でなく、高知県にはこういう人材が欲しいから、そういう人の情報をくださいということを、東京駐在のコンシェルジュ等も通じて伝え、コミュニケーションを日々とって、関係を築いていきたいと思います。

◎中面委員 私は個人的に沖縄が好きで、本島が中心ですけども、ここ十数年で10回ぐらい行っています。御承知のとおり、沖縄県では離島に物すごく人がふえています。しかも若い人が多い。これは価値観が相当変わってきているのかと思ったら、去年の調査で、できれば田舎へ住みたいという20代の若者が、二十五、六%以上はあったのかな。仕事云々というけれども、彼らは別にサラリーマン生活を目指しているわけではないようです。

さっきも自分で起業するとか、1次産業に携わるとかありました。そういうところの掘り起こしを高知県として、もっと情報発信したらどうか。高知県の場合は30代前半の家族持ちが多い、これはこれですばらしいことだと思うけれども、それに加えて20代の若者をターゲットに。幡多にも、サーフィンをしたいだけのために結構多くの人が来ていますよね。アルバイトをしながら生活していますが。そういうことも含めて、いち早く情報発信を、知事も常に言っているとおり、これからは47都道府県でアイデアの出し合いになってくるので、高知県にはこれだけの実績があることを、ぜひ先駆けてアピールしていただくようお願いしておきます。

◎辻移住促進課長 わかりました。

◎吉良委員 先日若い母親たちと話す機会がありましたけれども、3人ぐらいが移住者でした。子育ての真っ最中で、一番心配していること、興味があるのは子育て支援です。この前、課の方にも教えていただいたけれども、社会保障を含めて子育て支援を重視していくことは、20代・30代の若い人を獲得していくためには非常に重要だと思いますけれども、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたい。

◎辻移住促進課長 いかにか若い子育て世代に地域に入ってきていただくかは、むしろ我々以上に市町村の方の思いが非常に強いと感じます。そういった中で、県・市町村限らず、移住に取り組むことは、結局はいろいろなセクションの政策などを組み合わせて対応していくことが基本系になってくると思うので、ぜひ今後、来年度のPRの仕方としても、仕事の分野だけの見せ方よりも、いろいろなライフスタイルや価値観にも着目した見せ方をしていきたいと思います。その中では子育てのしやすさということもひとつのキーワードになってくようかと思うので、そういった施策の充実も、改めて市町村にもお願いしつつ、取り組みを進めていきたいと思います。

◎吉良委員 ネットで情報を見る方が多いので、資料がウェブ上だけだということを、各宿泊所関係のことをさっきおっしゃっていたけれども、やはり紙媒体も欲しいという気がするので、他県もこれから随分と力を入れてくるようなので、わかりやすく提示できるよう頑張っていたいただきたいと思います。

◎辻移住促進課長 わかりました。

◎梶原委員 その関連ですけれども、今回パンフレット作成委託料が325万円で、これはどれだけのものをどれだけの部数ですか。

◎辻移住促進課長 パンフレットは、現物がなくて恐縮です。黄色の小冊子「高知家で暮らす。」というのをつくっています。この中身を全面的に見直したいと思います。この小冊子自体が割と厚みのあるもの、全部で36ページなので、恐らく今度もそれぐらいの分量になろうかと思っています。こちらのダイジェスト版も、この予算でつくっていききたいと考えています。

◎梶原委員 以前、北海道がやっている医療や子育てなどの市町村別の施策が一覧になっている表をつけたらわかりやすいという話もしていましたが、その辺の検討はどうですか。

◎辻移住促進課長 以前、御指摘いただいた部分は、ホームページで、いわゆる星とり表みたいな感じになりますけれども、市町村ごとにそれぞれの支援策の有無を一覧にしています。政策を新たに始める、やめるということは余りないとは思いますが、どうしても出入りがあるので、紙にしてしまうと、すぐに情報の更新をかけなくてはならなくなるのが少し悩ましいので、申しわけありませんが、今のところ、この一覧表は、紙ベースに落とすところまでのイメージを持っていないのが現状です。

◎梶原委員 とはいえ、やっているところもあるわけです。確かに施策が変われば更新が

ある中で、ホームページで見られるという話も聞きましたけれども、わざわざホームページを見る人はそこまでの意識で見るとか、あるいは、全国を探しながら見ることもあるので、こちらは移住していただきたい思いがあるけれども、移住するほうにすれば、逆にどこへ行こうかなと選択する側なので、そういったときに、そこまでの意識を持ってホームページを見る方でない方に対しては、紙媒体はすごく効果的。冊子であれば、家に置いて時間があるときにゆっくり見られる。そこは本当に効果的だとは思いますがね。

◎**辻移住促進課長** 例えば冊子を配るときに、プリントアウトしたものをとじ込みで一緒に渡すなど工夫して対応したいと思います。基本的には紙でもお配りできるように心がけていきます。

◎**梶原委員** そういったことを、窓口を委託しているパソナですか、実際に最初に会う方に徹底していただきたいと思いますが、パソナにプロポーザルで委託している移住・交流総合案内の業務委託、平成27年度までの3年間ですが、最初どういった提案がよくてこちらを選ばれたのか、最終年度ですけれども、1年間やってみて来年度はもう少しこうしようと、これまで業務改善されてきた点などを御紹介いただきたい。

◎**辻移住促進課長** 当初の提案に関しては今手元に資料がありませんので、後ほど御説明します。業務の見直しについては、日々の相談業務や我々とのコミュニケーションを通じていろいろな提案もいただいています。今回も予算に計上していますが、相談履歴を登録していくシステムのデータ管理上の使い勝手の悪さや、これまで相談履歴のあった方々に定期的にメールを非常にスムーズに送れるなど現場で対応している方々ならではの視点での提案等もいただいて、こちらにもスムーズにスピーディーに対応できるように予算にも反映して、PDCAをしている状況です。

◎**横山委員** 今、地方創生ということもありますが、全国的に各都道府県や自治体それぞれが、移住について競争しています。全国的な調査で、高知県への移住に対する好感度が余り上位ではなかったような記憶があります。生活がしやすい、自然が美しい、あるいはサーフィンができるなど、いろいろな個々の思いはあると思いますが、全体的に高知県が他の都道府県と比べて少し問題かなというところの分析はどうされていますか。

◎**辻移住促進課長** まず、委員がお話になったランキングですけれども、これは先月、2月10日前後だったと思いますけれども、東京のふるさと回帰支援センターが出した情報です。そもそもどういった趣旨の情報かということ、実は魅力度や好感度などという本質ではなく、東京のふるさと回帰支援センターに移住の情報をとりに来た方が、最初にカルテをつくるためにアンケートを書きます。そのアンケートの項目として、どちらの都道府県を希望するのかという設問があり、そこに書いたものの集計です。

昨年が6位で、ことしは19位と公表されましたけれども、昨年6位になった経過としては、高知家プロモーションが始まり、高知の認知度も一定できてきて、首都圏在住の方が

高知の情報を、やはりふるさと回帰支援センターにとりに行かれたということだと思います。

それでは、ことしはどうかというと、今年度4月からすぐ向かいのまるごと高知の地下に専用の相談窓口を置き、結果として、延べ人数で350件近い相談が4月から1月末までにありました。かなりの方が直接まるごと高知に来た関係で、ふるさと回帰センターでアンケートに書き込みをする前に、まるごと高知に来た人がかなりいるのではないかと考えています。なお、ふるさと回帰センターにも確認したところ、同じような分析をされていたので、恐らくそういう受けとめではないかと思っています。

その上で、委員が後段おっしゃった、他県と比べてという部分では、どうしても相談が一番受ける質問、やりとりする中ではやはり仕事に関することが一番多いですし、こちらでもそこはきっちりと仕事を見つけてからということは伝えているので、そういう意味では産業振興計画で示した雇用の場づくりが、今後ますますキーになってくるのではないかなと思います。

◎横山委員 ふるさと回帰センターの発表であったとしても、結構全国のそういう思いを持っている方がそれを見るわけですよ。1位や上位3県ぐらいを特に注目した中で移住の取り組みをしたいと思います。だから、ああいう情報等も十分気をつける中で、どうすれば相談の件数がふえるかということもこれから取り組みをしていかないと、なかなか平成27年度で500組というのは厳しい数字かなと思います。

平成26年度が400組で、あと100組ですので、考えようによってはやりやすいかもわかりませんよ。だから、そこらあたりまでの思いを持ってやらないとなかなか500組という思いもありますので、ぜひそういう全国的な情報も仕入れながら、高知県の弱みを強みとして生かす中で、移住促進に努めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎辻移住促進課長 わかりました。

◎森田委員 もう1点。ウェブ上もそれは当然大事で、ウェブは20万件、30万件だけど、対面式で、やはり東京の入り口部分で高知のすり込みができるような人材が一番の表にいてもらう。話術もそうだし、やはり高知のキャラクター、行ってみたいねと。部長が座っていたら最高だけれどもね、部長もこっちで用事もあるだろうし、それから浅野さんに座ってもらってもよいと思う。みんなを、ばっこんばっこんつかんでくると思うので、そういう能力とキャラと第一印象のすり込み、人材の推薦をして、この団体に品ぞろえを見てもらう、それぐらいの取り組みが大事だと思う。この人材、入り口部分の切り口として頼みますね。

◎三石委員長 それでは質疑を終わります。

以上で移住促進課を終わります。

これで産業振興推進部を終わります。

《中山間対策・運輸担当理事所管》

◎三石委員長 次に、中山間対策・運輸担当理事所管について行います。

最初に、理事の総括説明を求めます。金谷中山間対策・運輸担当理事。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 所管の提出議案について、総括説明します。

お手元にお配りしている別とじの産業振興土木委員会の資料1ページの予算案の総括表をごらんください。

まず中央部分の2月補正ですが、通常分と経済対策分に分けて記載しております。

通常分は、集落活動センターの推進事業費補助金が当初の予定を下回ったことなどによるもので、減額をお願いしております。経済対策分は、国の地方創生先行型交付金を活用する事業として計上しており、中山間地域対策課と交通運輸政策課の2課の合計で6億5,390万8,000円となっております。

平成27年度の当初予算額は3課合計で15億4,564万7,000円を計上しております。

右の欄ですけれども、参考に、当初予算の前倒しの経済対策分を加えた平成27年度の実質の当初予算は前年比102.7%の増となっております。

下の欄は繰り越しで、経済対策の三つの事業が未契約繰り越しとなるものです。

続きまして、資料の2ページをごらんください。

来年度予算案の概要ですが、平成26年度2月補正予算の経済対策分とあわせて載せております。

まず、中山間対策です。

集落活動センターの取り組みのさらなる充実と広がりに取り組んでまいります。

新たな取り組みとして、開設から3年が経過したセンターの経済活動の新たな展開、事業の拡充を支援するとともに専用のポータルサイトなどによる情報発信を強化してまいります。

鳥獣対策については、被害軽減に向けて取り組みを重点的に進めてまいります。

3年間で被害の深刻な地域約1,000集落を半減することを目標として取り組んでまいります。また、皆伐地などで、くくりわなでの効率的な捕獲手法の開発にも取り組んでまいります。

最後に、公共交通の維持確保・活性化についてです。

とさでん交通の発足により、中央地域の公共交通の再構築が進められておりますが、県内の公共交通を取り巻く環境の厳しさに変わりはありません。来年度予算については、広域的バス路線の維持に関し、国庫補助路線の負担区分の見直しとあわせて、利用促進事業への補助を新設することとしております。

加えて、ICカード「ですか」の普及促進など、県内の共通の公共交通サービスの基盤の整備に支援を行い、利便性の向上と交通事業者の経営体質の改善につなげてまいりたいと考えております。

このほかにその他の議案として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、高知県手数料徴収条例を一部改正する条例議案等を提出しております。

また報告事項として、とさでん交通の取り組み状況が1件あります。

私からの説明は以上です。それぞれの事業の詳細については、担当課長から御説明しますので、よろしく申し上げます。

◎三石委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈中山間地域対策課〉

◎三石委員長 まず、中山間地域対策課の説明を求めます。前田中山間地域対策課長。

◎前田中山間地域対策課長 まず当初予算案について御説明します。

右肩に②と記載している議案説明書の255ページをお開きください。

当課の説明については、基本的にはこの議案説明書で行いますが、理事からも説明した委員会資料の中山間地域対策課というインデックスがありますが、3ページから6ページにかけて関連資料をつけておりますので、あわせてごらんください。

それでは、説明に移ります。

歳入は省略して、歳出から説明します。

当課の歳出は、中山間地域対策費として、人件費を含め、総額1億3,325万5,000円を計上しておりますが、ごらんのとおり、前年度と比較して大幅な減少となっております。

これは、当初平成27年度予算に計上する予定であった集落活動センターなどの事業を、国の地方創生の交付金事業に位置づけ、前倒しして平成26年度補正予算で実施することになったことが原因となっております。

それでは、右の説明欄の順で、主な事業の内容について御説明します。

まずは、2の中山間地域振興費から説明します。

一つ飛ばして、二つ目の全国過疎地域自立促進連盟負担金ですが、これは過疎対策を推進する全国組織で、神奈川県を除く46の都道府県と797の過疎市町村が加盟している全国過疎地域自立促進連盟の負担金です。

また、その下の三つの負担金とも過疎法同様に、本県の市町村が地域指定を受けております離島振興法、山村振興法、半島振興法に基づき、それぞれの振興策を推進している全国組織への負担金となっております。

その下の事務費については、こうした過疎地域や離島地域など、条件不利地域の振興策や中山間対策の推進に向け、国や市町村、関係団体と調整を行うための活動経費です。

次に、3の集落活動センター推進事業ですが、集落活動センターポータルサイト構築等

委託料として 344 万 5,000 円を計上しております。

委員会資料の 3 ページをごらんください。

集落活動センターの一覧表をつけていますが、一番下に、今月末に大豊町の西峰地区が集落活動センターを立ち上げる予定ですので、平成 27 年度までに合計 17 の地域でセンターが開所する見込みになっており、地図にもお示ししているとおおり、全地域に広がりを見せております。

しかしながら、中山間地域の厳しい状況を考えますと、集落活動センターの取り組みを加速化し、県内全域に普及拡大していくことが必要になっています。

このため、来年、県のホームページに集落活動センターの取り組みを紹介するポータルサイトを構築するとともに、量販店と連携した活動の P R や特産品販売のイベントなどを展開することを予定しております。

こうした取り組みを通じ、より多くの方々にセンターの活動を身近なものとして知っていただき、センターに取り組む機運を高めていきたいと考えております。

再び、議案説明書の 256 ページにお戻りください。

4 の中山間地域生活支援総合事業費ですが、当初予算ではすべて事務経費となっており、移動手段の確保に向けた取り組みなど生活環境づくりの推進に向け、専門家の派遣や関係者の研修会を実施するなど、市町村や関係先の調整などに係る活動経費となっております。

次に、補正予算案について御説明します。

④と右肩に書いている資料をお開きください。125 ページです。

歳入については省略し、歳出から御説明します。

歳出については、中山間地域対策費として総額 3 億 7,520 万 4,000 円の増額となっております。

その内容については、右の説明欄で御説明します。

まず、集落活動センター推進事業費について御説明します。

一つ目の高知ふるさと応援隊研修等委託料です。

括弧書きで地方創生とあるのは、冒頭にも説明したように、国の地方創生交付金を活用して平成 27 年度に実施する事業をお示ししています。

この事業については、地域おこし協力隊など市町村が地域づくり活動の推進役として配置している高知ふるさと応援隊の活動の充実と定住促進を図ることを目的に、それに必要な知識や技術の習得、それから交流のための研修会を開催するとともに、全国から応援隊の募集を円滑に行えるよう、そのノウハウや全国的なネットワークを持った民間事業者に業務を委託して事業を実施することにするものです。

二つ目の集落活動センター推進事業費補助金は、センターの施設整備や活動に係るソフトの取り組みなどセンターの土台づくりに係る経費と、センターの活動の推進役となる人

材を導入する場合の person 費に係る経費に対して支援を行うものですが、平成 26 年度の実績としては、立ち上げに向けた地域内の協議に時間を要したことや市町村と地元との調整がおくれたことで、事業実施が来年度に持ち越された地域があったこと、拠点施設の工事が入札で不落となった地域があったことなどの理由で 1 億 2,100 万円の減額となる見込みです。

その下の集落活動センター推進事業費補助金（地方創生）は、国の交付金を受けて平成 27 年度に実施する事業をお示ししていますが、来年度はこうした国の地方創生の流れを追い風にして補助事業の内容充実を図り、さらに集落活動センターの取り組みを強化したいと考えております。

委員会の資料の 4 ページをごらんください。

4 ページの下に財政支援というところがありますが、平成 27 年度に予定している補助金の概要をお示ししていますが、平成 27 年度は理事からも説明があったとおり、特に開所して 3 年が経過して取り組みの基盤づくりが完了した集落活動センターが全部で 6 カ所ありますが、これについては、これまでの活動の中で収益事業の芽が育ちつつあるので、こうした取り組みを土台にして、センターの経済活動のさらなる充実を図るために、当該補助金の補助メニューの中に新たに支援メニューを追加して、集落活動センターの経済活動に係る経費として年間 500 万円を限度に助成することにしております。

ちなみに、次の 5 ページにその集落活動センター事業費補助金の拡大した部分のフロー図をお示ししていますので、後ほどごらんください。

なお、来年度については、補助金全体で、開所して 3 年が経過する六つの集落活動センターを含め、今開所している 17 の集落活動センター、そして来年、13 の地域で新たに当該事業を活用してセンターの立ち上げに向けて取り組む見込みですので、総額 2 億 3,800 万円を計上しているところです。

再び、議案資料の 125 ページにお戻りください。

2 の中山間地域生活支援総合事業費について御説明します。

二つ飛ばして、三つ目の中山間地域生活支援総合補助金ですが、この事業は、中山間地域において大きな課題となっている生活用品の確保等に向けた仕組みづくり、生活水の確保に向けた環境づくり、移動手段の確保の仕組みづくりの三つの問題に取り組む市町村に対して助成を行うものです。

詳細については、委員会資料 6 ページに概要をつけているので、これも後でごらんいただきたいと思いますが、平成 26 年はその実績として 4,000 万円の減額となっております。

減額の主な理由としては、まず生活水の確保に関する事業については、全部で 35 の地域で飲料水供給施設の整備を行ったが、その半数近く 12 カ所が入札減等の減額が生じたこと、それから移動手段の確保に向けた事業では、四つの市町村で地元の調整がおくれ、デ

マンドバスなどの実証運行が延期になったことなどが減額の理由として挙げられます。

そして、その下の地方創生で、交付金で平成 27 年度に実施する生活支援の補助事業については、市町村からの要望に応じて 2 億 9,479 万 6,000 円を計上しているところです。

当課としても、こうした事業等を通じ、市町村ともに、中山間地域の方々がなれ親しんだ地域で引き続き暮らしていくことができるよう生活環境づくりを進めてまいりたいと考えています。

最後に、繰越明許費について御説明します。

127 ページをお開きください。

先ほども御説明しましたとおり、集落活動センターの推進事業費と中山間地域生活支援総合事業費については、国の地方創生の交付金に位置づけて前倒しして 2 月補正に計上して実施することになったため、平成 27 年度の事業実施に向けて、明許繰越をお願いするものです。

私の説明は以上です。何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 1 件だけ教えてもらえますか。集落活動センターの取り組みの中で、ソフト支援対策でアドバイザーの派遣があります。これは専門家が地域に入っていくということですが、この専門家はどのような方ですか。

◎前田中山間地域対策課長 大きく分けて二つあります。一つは大学の先生など、いろいろな集落活動センターの事業に造詣が深い先生、もう一つは実際に活動している方々、県外の方もいます。そういう方々に経験談を語っていただいてセンターの取り組みを進めていただきます。県で 6 人を委嘱しています。

◎黒岩委員 ことしの 3 月で 17 カ所ですが、今までやってきたところの総括はどうですか。実際にどう評価していますか。

◎前田中山間地域対策課長 17 カ所ということで、件数的には当初はもう少しいくかなと思っていましたけれども。3 年たって我々が感じたことは、今回は住民主体の取り組みなので、余り県や市町村など行政がごり押しするのではなく、市町村や各地域のペースを守って行くことが必要ではないかと思います。その点で少しおくれっていますが、それは機が熟すというか、開所するまでに 3 年かかっている地域もありますが、それは地域のペースにあわせて、我慢強く支援していきたいと思います。

◎横山委員 関連です。集落活動センターは実績を積み上げ、将来的には 30 カ所になるわけです。今まで人口の減り方が非常に激しかった、しかし、集落活動センターができたおかげで、その集落の人口減についてはある程度緩やかになったような実績の分析はしていないですか。

◎前田中山間地域対策課長 まだしていませんが、来年は国勢調査があります。その次の

年には、県が5年ごとの集落調査、データ調査をやるので、そこである程度わかってくると思います。ただ、この事業を入れたからといってすぐに人口減少の解消にはつながらない。まずは環境をつくることで地域おこし協力隊などが徐々にふえて、地域に入る方が定着することで、若い方もいるので子供もふえ、人口がふえていくのではないかと思います。なかなか即効性があるものではないので、やはり10年、20年のスパンで見ていかないといけないのではないかと思います。

◎横山委員 限界集落が消滅集落にならないように、集落活動センターでフォローしている。また、元気づくり事業等についてもカバーされていると思います。人口は難しいとしても、高齢者が集落活動センターを核にして元気になったという成果は出ているわけよね。

◎前田中山間地域対策課長 3年目までのところに聞き取り調査をしましたけれども、3割ぐらいの方が本当によくなったと言ってくれています。

◎横山委員 今回の地方創生で、この集落活動センターが国の施策へ取り入れられたということで、全国的に注目されていると思います。その結果を出さないと、高知県知事が提案したことについての信憑性とか、後々の事業採択や提案に影響が出るようになると思うので、成果を出して、どんだん国に提案していただいて、国の支援を受ける中で、県や市町村の負担がなるべく要らない形での取り組みをお願いしたいと思います。

◎西森（潮）委員 中山間対策は、この前も課長にも御同行いただいて山間地域を実際に視察した。やっているところ、やっている人はちゃんとやっている、本当に感心するようなユニークなことをやっている人がいる。いろいろな農産品、トマトなどを見ても、山間地域ではなかなか大量生産にはならない。JAなどは質よりも量ということで、東の農家などは品質のいい自慢のものを出しても、同じ量でしか評価してくれないということで、JAからの出荷を敬遠されるところもあります。

ところが、山間地域はそういうこだわりのものをつくっているけれども、例えば料理屋などと提携して出荷するにしても量が少ないので、1軒の農家だけではニーズにこたえられない。ですから、グループをつくってやることが大事だと思うので、それは県というより市町村がもっと関心を持って、県が促していくことが大事だなと思う。ただ、できているものはすばらしいものがあることを実感しました。

それと、例えばビバ沢渡の岸本さんは、祖父の時代から品種改良をして、こだわりのシキビをつくって、市場でも値段の一番高い京都に出している。3月の1カ月だけでも300万円、400万円ある。しかも葉っぱを整理して、最終製品にする作業をやっている93歳のおばあさんが生きがいを感じてやっている。

そういった意味からもすばらしいことで、岸本さんなどはまさに成功者だと思う。けれども、類似でもああいうことをしてやれば、高知あたりにも県外からシキビなどもいっぱい入っているわけだから、それを満たすことができると思います。そういうのを町村と一

緒になって、市場の情報提供をしてあげるなど、山間地域で生活ができる糧にする取り組みをぜひやっていただきたいなとつくづく思いました。

例えば大豊町のゼンマイなども1軒の農家からすると量は少ないけれども、集落全体でやればかなりの量になる。一定の評価を受けると、ゼンマイなどでも300万円ぐらいの所得をワンシーズンで上げている農家がある。農家でそれだけ所得を上げるのは大きいですよ。

そういうふうには高知の自然を生かして、こだわりのものを、効率を求めてできないところでやってもらう工夫をして、そういった意味では、農業技術センターなどで山間地域の農作物をちゃんと整理してやってもらうとか。

例えば山形県のアケビ、150トンとか200トンぐらい出しているところでもかなり収益があるということです。私達のところなら、山に入ったらもうアケビなど幾らでもあったように思うけれども、それも生け花に使うとか、いろいろな道があるみたいだから、所得源にしていく可能性のもの、素材はいっぱいあると思うので、ぜひ専門家の意見も聞いて、1軒でも山で生活ができる道を開いてやることをお願いしたいと申し上げておきます。

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で中山間地域対策課を終わります。

〈鳥獣対策課〉

◎三石委員長 次に、鳥獣対策課の説明を求めます。松村鳥獣対策課長。

◎松村鳥獣対策課長 鳥獣対策課です。よろしくお願いします。

鳥獣対策課からは、平成27年度の当初予算案と条例改正第45号、第87号議案について説明します。

まず、平成27年度の当初予算案を説明します。

資料ナンバー2の平成27年度当初予算議案説明書の257ページをお願いします。

まずは歳入ですが、平成27年度は狩猟免許の更新者の大幅な増や、国庫支出金の減などにより、258ページにあるように、本年度より130万円余り減の2億2,199万9,000円を計上しております。

その他の主なものについては、歳出であわせて説明します。

続いて、歳出について、委員会の説明資料で主なものを説明します。

委員会資料の赤のインデックスの鳥獣対策課、A3の資料7ページをお願いします。

この資料により、平成24年度の鳥獣被害対策の抜本強化以来の3年間の取り組みの概要と今後強化するポイント、新規事業、拡充した事業を説明します。

資料の一番左をごらんください。

鳥獣被害対策については、これまで野生鳥獣に強い集落づくりと捕獲を柱に、守りと攻

めの両面から対策をとってまいりました。

資料の上段に、野生鳥獣に強い集落づくり対策では、有害鳥獣を集落に寄せつけない環境整備と農地を防護さくで囲う防除対策を柱に推進してまいりました。

具体的には、鳥獣被害対策専門員を九つの J A に 12 名を配置して、地域段階での相談や技術指導に迅速かつきめ細かく対応できる体制をとるとともに、野生鳥獣に強い集落づくりで 31 のモデル集落を支援・育成してまいりました。このモデル集落や被害のある集落に、国の交付金と県のシカ被害特別対策事業で防護さくの設置をしてまいりました。

しかしながら、資料の中ほどの課題の欄にあるように、被害額は減少傾向にはあるものの依然 3 億円以上あること、被害に遭われている集落が依然多いこと、シカ以外にイノシシやサル対策の強化が必要であることなどの課題があります。

このため、来年度は、資料の右の平成 27 年度の取り組み案にあるように、鳥獣被害対策専門員配置事業を拡充し、専門員を 12 名から 14 名に増員して、モデル集落の成功事例の普及や農家などへの技術指導などの支援体制を強化してまいります。

次の野生鳥獣に強い集落づくり事業では、県内には約 1,000 の集落でシカ、イノシシ、サルなどの被害があるので、先ほどの専門員が中心となって、これまでの経験やノウハウを生かし、集落の代表者を交えた推進チームを市町村や県の出先機関で編成し、3 年間で 500 集落を目標に被害集落を半減させていくものです。

その下の鳥獣被害対策市町村支援総合補助金は、市町村が実施する防護さくの設置や狩猟者確保対策を総合的に支援する補助金です。

この補助金では、新たにイノシシやサルなどを対象鳥獣に追加し、国の交付金の採択要件である受益戸数 3 戸以上、費用対効果 1 以上の対象とならない農地についても、きめ細かく対応するようにしております。

また、狩猟者を確保するため、狩猟免許取得のための講習会受講料 7,000 円、銃を所持するための射撃教習の受講料 3 万 7,000 円の全額を継続して支援するものです。

次に、捕獲対策を説明します。

資料の下段の捕獲の欄をごらんください。

これまで狩猟者確保に対しては、先ほどの狩猟免許取得の講習会や射撃教習の経費を助成するとともに、若者や女性をターゲットにした狩猟フォーラムの工科大学での開催、狩猟免許試験の土・日に年 16 日実施、希望する市町村に出向いての出前試験を行うことなどにより、受験機会の拡大と掘り起こしに努めてまいりました。

また、集落ぐるみで捕獲を推進するために、くくりわなの無料配布やシカやイノシシの捕獲報償金を上乘せするなど、捕獲を強化してまいりました。

現在では、狩猟者の減少傾向に一定の歯どめをかけるとともに、捕獲頭数についても、シカで約 1 万 9,000 頭、イノシシで 1 万 7,000 頭近くまで増加してきました。しかしなが

ら、シカの捕獲目標 3 万頭の達成はまだまだですし、森林地域でのシカ被害が多い状況には変わりありません。

なお、この資料の中ほどにシカ生息数について、平成 22 年度の県の調査では約 10 万頭という推計値を出していましたが、昨年実施した国の調査では平成 25 年度末で 7 万 3,820 頭と推計されております。

この結果をもとに、国の 10 年後に半減する目標を前倒しして達成するために、県では捕獲目標 3 万頭を継続して取り組んでまいりたいと考えております。

このため、右の平成 27 年度の取り組み案の欄にあるように、シカ捕獲推進事業で無料のくくりわなを新規狩猟者と被害集落に 3,800 個配布するとともに、わなのかけ方講習会を 40 回実施し、捕獲数のアップ、捕獲技術の向上を図ってまいります。なお、森林環境税を財源としております。

次の鳥獣被害対策普及啓発事業は、関係団体との共催により、若者や女性をターゲットにした狩猟者確保などを目的に、本年度に引き続き実施するもので、こうちふるさと寄附金基金を財源としております。

次の指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣保護法の改正により、国が新たに設けた事業の交付金を活用して、シカの捕獲計画を策定するための生息密度調査を専門機関に委託するものです。

次の森林地域シカ捕獲技術研究事業については、大型製材の操業や木質バイオマス発電などにより、木材需要が高まっております。これにより皆伐地の増加が予想されるので、侵食による再生林を進めるために、森林地域での効果的なシカの捕獲技術の開発に取り組むものです。

次のシカ肉等活用推進事業は、捕獲したシカやイノシシの肉の利用促進の取り組みです。

ジビエフェアなどの消費拡大キャンペーンを継続実施するほか、国が示した安全基準に基づき、県版ガイドラインを作成して、解体事業者や調理・加工業者を対象にした研究会等の実施により、安全・安心な供給体制づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上の取り組みにより、被害集落を半減するとともに、シカの捕獲目標 3 万頭を達成できるよう対策を強化して進めてまいります。

これ以外の事業については、議案説明書で説明します。

資料ナンバー 2 の平成 27 年度当初予算議案説明書 259 ページをお開きください。

一番下の鳥獣被害対策地域リーダー育成事業委託料は、市町村や農協、森林組合、県職員など指導機関の職員に被害対策についての専門的な知識や技術を習得してもらうための研修を実施するものです。

260 ページをお願いします。

一番上のシカ個体数調整事業は、狩猟期のシカ捕獲に対して、報償金1頭8,000円を県が支払う事業です。

一つ飛ばして、その二つ下の三嶺シカ捕獲については、シカによる自然植生の被害が深刻な三嶺で、地元の猟友会や山岳団体など関係機関・団体が連携・協力して、また自衛隊の支援を得ながら、シカの捕獲を本年度に引き続き実施するものです。

具体的な捕獲方法については、本年度の結果を検証し、狩猟団体・登山団体等の皆様の意見を伺いながら、実施することとしております。

次に、このページの中ほどの鳥獣被害防止総合対策交付金は、国の助成事業で市町村の鳥獣被害対策協議会などが事業主体となって、防護さくの設置や捕獲おりの貸し出しなど、シカとイノシシに対する市町村の有害捕獲の捕獲報償金にそれぞれ8,000円を上乗せするものです。

その下の鳥獣被害対策市町村支援総合交付金は、市町村が単独事業として鳥獣被害対策を実施した場合、その経費の8割が国の特別交付税で措置されるので、残りの2割の半分を、シカの場合は3分の2を県が翌年度に市町村に助成するものです。

その下の事務費に、先ほど説明したシカ捕獲推進事業に要するくくりわなの購入費や四国4県の連携捕獲などの経費が含まれております。

続いて、3の鳥獣保護対策費は、野生鳥獣の保護や狩猟の適正化に要する経費ですが、主なものについて説明します。

まず、上から二つ目の鳥獣保護員報酬です。

県内には53名鳥獣保護員を配置していますが、狩猟の指導、違法わなの取り締まり、野鳥の密猟パトロールなどに従事しております。

次の狩猟免許業務等委託料は、狩猟免許や適正な狩猟対策、キジの放鳥業務などの業務の一部を一般社団法人高知県猟友会に委託するものです。

その他については、環境省の法令委託事務等です。

以上、鳥獣対策課の平成27年度当初予算案として、前年度比、約225万9,000円増の5億3,321万5,000円を計上しております。

続いて、条例の改正を説明します。

まず第45号議案、高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案、第87号議案、高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案について、説明します。

赤のインデックス、説明資料の8ページをお願いします。

関係する条例が4本あるので、取りまとめた要約版を掲載しています。

今回の条例改正については、この1の改正の概要の表にあるように、昨年5月に鳥獣保護法が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適

正化に、「管理並びに」が追加されたもので、関連する施行規則についても改正されたものです。

鳥獣保護法の改正については、今回の法の改正にあるように、保護すべき鳥獣と管理すべき鳥獣を定義して、国が捕獲を強化して抜本的な被害対策に取り組むために、法律の名称と規制の緩和にあわせ、関連する規則や省令等を改正したものです。

新たな取り組みとして、当初予算案で説明した指定管理鳥獣捕獲等事業の実施や、この事業を行う認定事業者の夜間銃猟の規制緩和、わな猟の取得年齢の20歳から18歳への引き下げなどが主な内容となっております。

今回の条例改正については、資料の中ほどの2にあるように、四つの関係する条例について、法改正に伴い引用規定を整理するもので、該当するページを9ページ以降につけてあるので、後ほどごらんください。

また、施行日については、鳥獣保護法とあわせて本年5月29日から施行するものです。

また、第87号議案が環境省の関係省令が2月20日に公布された関係で、議案説明書の印刷に間に合わなかったため別刷りでの添付となっております。

以上をもって、鳥獣対策課の予算案及び条例議案の説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 この要旨に新規狩猟者の確保が出ていて、これはもう答弁は要りませんのでね、前にも同じことを言いました。あなた方はできるだけ銃の狩猟者、わなは別です、銃の狩猟者をふやす方針です。一方、警察はなるべく銃は持たせない方向でやっています。ことしになってからも自分の銃の所持に関して、現実にもその場があって、警察幹部に強く申し入れしました。前にも言ったように、何でわざわざこんなことをするのかと思うぐらいひねった問題を出して、銃の狩猟資格を取る試験を年々難しくしています。

これは国の方針だそうで、なかなか高知県で変えることは難しいのかもしれないけれども、やはりこれだけ被害が出ていて、鳥獣対策費を4億円近く打っているんで、この問題は訴えていかないといけない。引き続いて、警察と話しながらやっていただきたい。これは要望にしておきます。

シカ料理の話で、たまたま去年の年末にジンギスカン料理を食べたいと思って、インターネットで北海道の肉屋に行ったら、シカのステーキ肉、肩とかいろいろなところがあり、幾つかとって見たら、なかなかうまいわけです。高知でとれるシカよりエゾシカのほうがおいしいという話は聞いていて、エゾシカを私の友人のところへ送ってくる人がいて、うまいと思っていただけども、北海道でもなかなか引き取り手がいないそう。高知の場合はもっと苦戦しているけど、今度ジビエ活用促進事業料委託費に400万円。

前にも言ったけれども、オーストリアに行ったときにシカ料理が出てきて、これが向こ

うでもなかなか高いです。見ると牧場みたいなところで養殖をやっている。だから、もう少しこの肉が高知県内あるいは日本全国でもふえてよいと思いますが、現状はどうなっていますか。

◎松村鳥獣対策課長 シカの捕獲頭数は昨年度で1万9,000頭です。解体処理場が県内には10カ所程度ありますが、そこで解体されて食肉用として出された頭数が300頭で、まだまだ1%余りという状況です。

これを昨年、肉屋の調査、消費者、レストラン側のアンケート等を実施しました。高知県では食べる文化がないこと、それから食品の安全に対する規制が非常に厳しく、県民からも、国民からも安全性に対する信頼が求められており、野生のものと例えば牛、豚、鳥と同じまないた、同じ包丁で調理するのが安全上どうかなど、安全性確保の面で対策がおくれていることもあり、なかなか肉屋では調理や販売がしづらい状況にある。

レストラン側については、特にヨーロッパなどの外国で料理の研修を受けた方は扱いたい食材だということで、ジビエフェアを昨年から、ことしもやりましたが、2月の1カ月間かけて、パンフレット等2万部を印刷し、昨年は県内の20店舗、ことしは30店舗で料理を提供する取り組みを実施しました。ことしの結果は、まだ詳細の報告は受けていませんが、昨年度でも1カ月間で提供メニューだけで約1,000名が食べて、アンケート結果によると、ほとんどの方がイメージと違っておいしかったということで、ぜひ食べたいという要望をいただいております。

何とかこういうジビエフェアなどで食べる機会を、きちんとした料理ができる方に提供していただいて、シカ肉のおいしさや、シカは脂分が非常に少ないことや鉄分が多いという機能面をアピールしながら消費拡大につなげていきたい。

また一方で、国が昨年安全基準を出しました。高知県ではそれより前の平成21年に独自にガイドラインを作成していましたが、また国が新しく安全基準を出したので、県でも今年度中をめどに県版のガイドラインを作成し、安全性の確保に努めて、供給体制づくりに取り組んでまいりたいと思います。

◎中皿委員 テレビでジビエフェアのニュースを見ましたが、単価が高い。それは、300頭ぐらいしか処理していないから高いのですか。

◎松村鳥獣対策課長 県内には加工所がいろいろあるのですが、例えば大豊の猪鹿工房というところは家族でやっていますが、生きたままの状態でシカ、イノシシを解体処理場に持ってきて、そこで血抜き、解体して、約4日から1週間ぐらい熟成させるのをやっています。全部手作業でやっているのでも1日1頭か、時間があって2頭、それから注文が余らないので、在庫が置けないこともあり、先に注文をいただいてから間に合わせる形をとっているのでも、売上額も300万円ぐらい、それで御夫婦と息子さんも携わっているのでも、ある程度の単価、1キロ当たり4,000円から6,000円など高単価でレストラン側が仕入れる

ことになり、料理の単価もそれなりに高いのが現状となっております。

◎西森（潮）委員 鳥獣保護員はどういう人がなっているのですか。53人といったら県下で2人いるところ、1人のところという感じだけでも、資格などはどうですか。

◎松村鳥獣対策課長 鳥獣保護員制度については国の規則で定められたもので、県の非常勤職員として、臨時的に非常勤業務職員として従事していただいております。基本的には狩猟歴の長い方、鳥獣保護法等の専門知識に詳しい方などを市町村の推薦、また猟友会等の団体等の推薦をいただき、県でも一定の面接等の手続をして、鳥獣保護員として年間50日ぐらい活動していただいております。

特に国で定められた基準とか規約、資格などはありません。

◎三石委員長 ほかになければ質疑を終わります。

以上で鳥獣対策課を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎三石委員長 次に、交通運輸政策課の説明を求めます。矢野交通運輸政策課長。

◎矢野交通運輸政策課長 交通運輸政策課です。よろしく申し上げます。

初めに、平成27年度当初予算について御説明します。

資料の右肩②の当初予算の説明議案書262ページをお開きください。

初めに歳入ですけれども、国庫支出金の交通運輸政策費補助金は、県内のバスや電車の時刻表や乗りかえ案内などについて、パソコンやスマートフォンから検索できる情報サイト「アクセスこうち」の改修事業に充当するものです。

その下の財産収入の証券利子収入は、高知空港ビル株式会社からの配当金です。

その下の雑入の交通運輸政策課収入は、高知龍馬空港の航空路線利用促進事業に充当する一般財団法人空港環境整備協会からの助成金などです。

その下の県債の欄の交通運輸政策推進債は、土佐くろしお鉄道やとさでん交通の安全性の確保のための事業に係る起債です。

その下の国直轄空港整備事業費負担金は、高知龍馬空港のエプロン改良や南海地震対策等に要する法定負担金に係る起債です。

続いて、263ページをお開きください。

歳出です。

来年度の歳出予算見積額は総額でおよそ8.8億円となっており、対前年比で約1,500万円の増額となっております。

それでは、主要な項目について御説明しますので、右側の内容説明の欄をごらんください。

1の人件費を飛ばして、2の交通運輸政策推進費の2番目の公共交通利用促進啓発事業

委託料は、公共交通の利用促進に関する普及啓発を図るための経費です。来年度も引き続きテレビCMなどにより、効果的な普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

一つ飛ばして、四国鉄道活性化促進期成会負担金は、四国の鉄道の整備促進を図ることなどを目的とし、四国4県の知事や県議会議長及び経済団体に構成する四国鉄道活性化促進期成会に対して、四国4県が負担を行うものです。

来年度は四国新幹線計画の整備計画への格上げに必要な調査の実施などについて、国への要望活動や国政レベル及び四国内の機運醸成を図るための広報活動などの実施を予定しているため、今年度と比べて87万円の増額計上をお願いしています。

一つ飛ばして、バス振興事業費補助金と、264ページの一番上の運輸事業振興費補助金、これはいずれも運輸事業の進行の助成に関する法律に基づく事業で、一般社団法人高知県バス協会及び一般社団法人高知県トラック協会が実施する安全対策や環境対策などの事業に対して補助することにより、バスやトラックの安全運行の確保や利用者サービスの向上を図るものです。

事務費を飛ばして、3の地域公共交通対策事業費について御説明します。

一つ飛ばして、公共交通乗換検索システム改修委託料ですが、県が平成21年度に開発した情報サイト「アクセスこうち」のシステム改修を専門業者に委託するものです。改修内容は、2月補正に前倒し計上しているバスロケーションシステムの導入支援と連動するものになりますので、後ほど補正予算のところで御説明します。

その下の公共交通乗換検索システム運営協議会負担金は、「アクセスこうち」の保守管理などのサイト運営に要する経費について負担するものです。

その下の四万十市鉄道経営助成基金負担金は、利用者の減少などにより、厳しい経営が続いている中村宿毛線の経営を支援するために、県と関係7市町村とともに経営助成基金を造成しているものです。平成25年度から平成29年度の5カ年間で総額10億円を積み立てることとしており、県の負担割合は2分の1で、平成29年度まで毎年1億円を、総額で5億円を予定しております。

なお、今後とも厳しい経営状況が想定されることから、基金の造成に加えて、さらなる利用促進策について、同社や関係市町村と協議を進めております。

その下の海陽町鉄道経営安定基金負担金は、阿佐東線の経営安定を支援するもので、徳島県及び徳島県側の三つの市町村と高知県及び高知県側の11の市町村が共同して、平成24年度から平成28年度までの5カ年間で総額4.2億円を造成することとしております。高知県の負担は10%で、総額の4,200万円を平成28年度まで毎年840万円を負担することとしております。

その下の鉄道等協議会負担金は、ごめん・なはり線活性化協議会など鉄道等の利用促進に向けた取り組みを行っている団体に対して、沿線市町村とともに負担するものです。

その下の地域の交通維持支援事業費補助金は、市町村が行う広報事業や車両の更新、バス停の整備等に要する経費について、市町村負担額の2分の1を補助するものです。来年度は、高知市のほか8市町村がデマンドバスの実証運行や車両、バス停の整備に取り組む予定です。

続いて、バス運行対策費補助金について御説明します。

委員会資料の13ページをお開きください。

バス路線の維持確保・活性化に向けてという資料をつけております。

県では、公益性が高く維持が必要となる路線であって、複数市町村にまたがる広域的路線については、生活の維持に必要な社会的インフラと位置づけ、国の協力を得ながら、県と関係市町村で支援しております。平成25年度からは、国の補助対象とならない広域的路線についても、県単独の補助制度を設けて支援してまいりました。

しかしながら、路線バスを取り巻く環境は、利用者の減少等により依然として厳しい状況にあることから、左の緑色の枠囲みの課題に挙げているとおり、まず市町村負担の増加という課題があります。一方の事業者も厳しい経営環境などから、単独での利便性向上に関する取り組みが困難となっており、ひいては路線バス事業の維持確保が困難となっている状況です。

このような課題に対して、右側の目的に記載しているように、市町村負担を軽減し、広域的路線を維持していくこととともに、事業者、行政、住民が主体的にかかわる利用促進についての積極的な取り組みを促進することや、利便性やサービス品質の向上を目指すための公共交通の基盤強化などについて、ハード・ソフトの両面から路線の維持確保・活性化に取り組む必要があると考えており、来年度はその下に記載しているような取り組みを予定しております。

中段の青枠の広域的バス路線の維持・活性化バス運行対策費補助金のところをごらんください。

まず1点目が、市町村負担の軽減を目的とした運行補助の拡大です。本会議で理事からも答弁申し上げたように、今回の運行補助の拡大は国庫補助対象路線の23系統のバス路線の運行補助について、これまでの市町村負担の一部を県の負担とするもので、これにより約3,000万円の市町村負担の軽減が図られます。

2点目が、このまま利用者の減少が続けば、さらに県と市町村の負担額が増加し続け、必要かつ適正なサービス水準の維持が困難になることが予想されるため、利用促進事業への補助を設けたいと考えております。このことにより、広域的路線に関する市町村や事業者の利用促進事業の積極的な実施を促し、持続可能な公共交通を構築してまいりたいと考えております。

次に、こうしたソフト面の充実に加えて、県内全域を対象とする公共交通の基盤強化に

も取り組みたいと考えていますが、詳細は後ほど補正予算の際に説明しますので、当初予算の説明議案書の 264 ページにお戻りください。

下から四つ目の安全安心の施設整備事業費補助金は、鉄道や路面電車の安全性の維持や向上、バリアフリー化、耐震工事等に要する経費の一部を補助し、公共交通の安全性の確保や利便性の向上を図るものです。

その下の公共交通再編整備利子補給補助金は、県内のバス事業の再編により、平成 9 年と平成 10 年に設立したバス事業者 3 社を支援するために、当該事業者が設立時に金融機関から受けた融資に係る利子分に対して補助しているものです。なお、当該事業の債務負担行為は、平成 32 年度までとなっております。

続いて、4 の広域公共交通対策事業費について御説明します。

一番下の航空路線利用促進事業委託料と、265 ページの上から四つ目の航空路線維持対策事業費補助金について、あわせて御説明します。

再度、委員会資料の 14 ページへお戻りいただき、航空路線維持対策の見直しについてのページをごらんください。

まず、上段の利用状況のグラフですが、これは平成 21 年度から平成 26 年度までの各路線の利用者数及び利用率を 1 月末時点で比較したものです。

伊丹線の旅客数は約 24 万人で、昨年同期と比べると少し減少していますが、上期に機材の見直しが行われ、利用率は 67.7% となっております。一般的に航空路線の採算ラインといわれる 60% を超えております。

福岡線は昨年度の上期から 3 便から 4 便に 1 便ふえているので、旅客数は昨年同期と比べ大きく伸びており、利用率も昨年から 60% に回復しております。

名古屋線は平成 25 年度からフジドリームエアラインズが新規就航しており、現在の利用率は 65% を超えております。

こうした現状を踏まえた来年度の取り組みについて御説明します。

資料下段の路線維持利用促進に関する取り組みをごらんください。

まず、これまでの取り組みですが、路線の維持については、利用者の急激な落ち込みなどにより、高知龍馬空港を発着する路線の廃止が危惧されたことから、平成 21 年度から伊丹線のうちジェット便の 1 便、福岡線及び当時の名古屋線の全便について、路線維持の観点から着陸料相当額の補助を開始しました。

なお、その後の県議会での着陸料相当額の支援の是非等の議論を踏まえて、平成 24 年度からは着陸料相当額の補助は全額補助から 2 分の 1 補助に変更するとともに、利用促進策の強化によって路線維持を図る観点から、航空会社が実施する利用促進事業に要する経費につき、高知県航空利用促進協議会を經由した 1 社当たり 500 万円の間接補助を新設することとしました。

航空各社はこの補助金を利用して、航空機内の機内誌や機内テレビでの観光情報の発信や「高知家」をPRする15秒CMの放送などを実施しており、観光情報や路線の利用促進につながる情報が全国に発信されております。

また、この補助事業に加え、県の委託事業としても、歳入で御説明した空港環境整備協会の助成金を活用して、大阪・福岡・名古屋のショッピングセンターなどでの路線PRイベントの開催など、あるいはその地域の広報媒体への記事の掲載などにより、県としても路線の利用促進に積極的に取り組んでまいりました。

このような取り組みにより、3路線ともに路線の廃止などが直ちに危惧される状況ではなくなっていると考えております。

そのため、来年度については、一番右の端ですけれども、着陸料相当額の補助については、伊丹線と福岡線については採算ラインとされる60%の利用率が維持されていることや、それぞれの航空会社の収支状況などを勘案して、補助対象から除くこととしました。

一方の名古屋線ですけれども、利用率は60%ではありますが、今後の路線の定着や早期の複便化を目的とした支援であることや、比較的安い料金を設定していただいているので、一般的な採算ラインでははかれないこともあり、名古屋線については着陸料相当額の補助を継続したいと考えております。

一方の利用促進への支援については、再び路線の廃止などが危惧される事態にならないように、また増便につながるように、引き続き航空会社と連携して積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

したがって、来年度は利用促進に関する予算の規模は変えずに、航空会社への補助金を廃止し、県の委託事業として実施することによって、より効果的かつ柔軟に高知県のPR等を行うことで、利用客の増加につなげてまいりたいと考えております。

議案説明書の264ページにお戻りください。

一番下の航空路線利用促進事業委託料については、御説明した考え方のもとに2,350万円を計上しました。

続いて、265ページをお開きください。

一番上の航空利用促進協議会分担金は、県や高知空港ビルなどで構成する高知県航空利用促進協議会に対して分担金を支出するものです。

協議会では旅行会社を対象とした助成事業を初め、国際チャーター便への着陸料の助成や空港とごめん・なはり線ののいち駅間の乗り合いタクシーの運行など、幅広い利用促進策を実施するものです。なお、来年度は就航先との交流事業を拡大するという目的があり、55万円を増額計上しております。

一つ飛ばして、住宅騒音防止対策費補助金は、航空機騒音の防止工事で設置されたエアコン等を対象に、一定期間が経過し、当初の機能が失われている機器の更新工事等に対し

て、経費の一部を南国市に補助するものです。

その下の航空路線維持対策事業費補助金は、先ほど説明申し上げたとおり、名古屋線の着陸料に対する補助です。

その下のフェリー利用促進特別対策費事業費補助金は、宿毛佐伯フェリーの航路の利用促進に向け、高知県及び愛媛県のトラック事業者に対して、当該航路の利用に係る経費の一部を補助するものです。

最後の国直轄空港整備事業費負担金は、国の直轄空港である高知龍馬空港の駐機場の改良工事や耐震工事などに要する経費の負担金です。

以上が平成 27 年度当初予算です。

続いて、平成 26 年度の補正予算及び繰越について御説明します。

右肩④議案説明書の補正予算の資料 128 ページをお開きください。

まず、歳入です。

国庫支出金の交通運輸政策費補助金は、阿佐東線への DMV の導入事業に充当を予定していた社会資本整備総合交付金について、事業の実施を見送ったことによる減額と地方創生交付金の交付によるものです。詳細は後ほど御説明します。

交通運輸政策推進債は、充当事業の予算減額に伴う財源調整によるものです。

次に、歳出です。

129 ページをごらんください。

前倒し計上分を含めた補正額は約 7,400 万円で、内訳は減額補正 5 件と増額補正 1 件です。

まず、バス運行対策費補助金の減額は、国庫補助路線において、一定の限度以上に利用者数が減少したことにより、県の補助対象経費が減少し、実績見込みが当初見込みを下回ったことによる減額です。

次に、公共交通基盤整備事業費補助金については、委員会資料の 13 ページにお戻りいただき、バス路線の維持確保・活性化に向けてのところをごらんください。

先ほど当初予算のところでお説明したバス路線維持に関するソフト面の充実に加えて、県内全域を対象とする公共交通の基盤強化にも取り組みたいと考えております。

下段の黄色枠の部分をごらんください。

来年度は三つの事業を考えております。

まず、左側の「ですか」の普及拡大について、現在 IC カード「ですか」の利用範囲は主に中央地域と東部地域ですが、利用地域の拡大を図るため、新たに導入する事業者の導入に要する経費について補助しようとするものです。

新規導入予定の事業者は、主に須崎から梶原、中土佐町間を運行する高知高陵交通、幡多地域を運行する高知西南交通、土佐山田大柘間を運行する JR 四国バス、空港連絡バス

を運行する高知駅前観光の四つの事業者を予定しております。

このように「ですか」の利用可能なエリアが拡大することにより、ノーマイカーデーの10%割引などの既存の「ですか」サービスのエリアの拡大が可能になることや、新たなサービス創設の可能性が広がること、また車内での両替の手間が省けるので、両替の際の車内事故の防止になることなどから、利用者にとっても利便性の向上はもちろんのこと、安全性の向上にもつながるものと考えております。

次に、バスロケーションシステムの導入です。

これはバスの車内にスマートフォンを設置し、スマートフォンのGPS機能から得られるバスの位置データを「ですか」のサーバーに集約して、利用者側とバス事業者側の双方でこのデータが活用できるようにするものです。

利用者にとってのメリットは、バスの運行状況をスマートフォンなどでリアルタイムに確認できるようになることから、より利用しやすい環境になるのと、事業者にとっては、運行中のバスの位置やバス停への到着時間などのデータが取得できるため、バスごとの利用者数の状況や現在の時刻表とのずれが把握できるようになります。

また、このデータを路線の見直しやダイヤの再編を行う際にも生かすことができるので、データ経営をより確かなものにもすることができます。

また、災害時にもバスの位置の把握が容易になるので、お客様の安否確認等にも活用できるというメリットがあります。

来年度は、まず中央地域を運行するときでん交通と北部交通のバスへの導入を支援したいと考えております。

なお、補助先を株式会社ですかとしているのは、このシステムから取得できるバスの運行データと乗降客数などの「ですか」利用データとの連携を、よりスムーズに効率的に行えるメリットがあるためです。さらに「アクセスこうち」についても、バスや電車との利便性の向上を図るための改修を予定しております。

来年度は検索スピードなどの既存の改修に加えて、「ですか」のバスロケーションシステム導入にあわせて「アクセスこうち」とも連携しようとするものです。この改修により、例えばバス停でバスを待っているお客様がスマートフォンを利用すれば、乗りたいバスが今どこを走っているのか、これから来るのか、通り過ぎた後なのかがわかるようになるので、利用者の利便性の向上にもつながるものと考えております。

なお、当該事業のみ、国の社会資本整備総合交付金を活用する関係で、当初予算での計上となっております。

再度、補正予算資料の129ページにお戻りください。

上から三つ目の公共交通基盤整備事業費については、先ほど説明したとおりです。

その下の地域の交通維持支援事業費補助金の減額は、事業の見送りや入札減などにより、

実績見込みが当初見込みを下回ったことによるものです。

その下のDMV導入事業費補助金の減額ですが、阿佐東線へのDMVの導入については徳島県と連携して取り組んでいますけれども、国の設置したDMV技術評価委員会が昨年10月に約3年半ぶりに再開され、実用化に向けた具体的な課題の検証が始まりました。

しかしながら、JR北海道等の動向もあるので、この議論の明確な方向を見きわめた上で導入に向けた動きを行うことが効率的であるとの徳島県との判断、協議も踏まえて、今年度に予定していた駅舎の詳細設計などの事業について、当該予算の執行を見送ることにしたものです。

なお、同様の理由で、来年度の当初予算の計上も見送ることとしました。

その下の安全安心の施設整備事業費補助金の減額は、入札減のほか、国費の減額に伴う事業規模の見直しなどにより、実績見込みが当初見込みを下回ったためです。

航空路線維持対策事業費補助金の減額は、平成25年度に拡大された国の着陸料減免措置が今年度も継続されたことや、福岡線の運行機材の小型化に伴い、実績見込みが当初見込みを下回ったものです。

最後に繰り越しです。

130ページをごらんください。

交通運輸政策推進費の繰越金約1.2億円の主なものは、説明欄にも記載しているとおり、国の補正予算の対応ですけれども、この中に阿佐海岸鉄道の災害復旧に要する経費43万4,000円が含まれております。これは、昨年夏の豪雨により浸水で故障した鉄道信号用の発電機について、当初は修理して再使用する方針で業務用発電機のレンタルで対応していましたが、その後、大半の部品の交換が必要となり、修理が困難であることが判明したため、急遽新規で発注したものの、東日本大震災以降の発電機に対する全国的な需要の高まりなどにより、メーカーでの製造に時間を要して年度内の納品が困難となったことから、来年度に繰り越しを行うものです。

以上で、交通政策課所管の当初予算及び平成26年度の補正予算及び繰り越しについての御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎西森（潮）委員 高知空港の国際チャーター便受け入れのハードの整備について、台湾あたりからも整備してほしいという要望もあった。これは継続して検討されているのですか。

◎矢野交通運輸政策課長 空港ビルとも継続して話をしていますけれども、昨年度と比べて今年度はチャーター便が非常に少ない状況もあり、今後の利用状況等も勘案しながら、継続して検討していく課題だと考えております。

他方、ソフト面では空港ビルも幾つか充実したところがあります。職員に対して英語、

中国語、韓国語などの語学研修も行っているほか、免税店も設置しています。それからWi-Fi環境等も順次整備を進めるなど、ソフト面ではできるだけ取り組みを進めていると聞いています。

◎西森（潮）委員 チャーター便が減ったのは、ハードが整備されていないから減っているともいえるので、整備をすれば積極的にチャーター便を運行するところが台湾にしても韓国にしても出てくると思う。そういう話を、私も直接聞いているので、今少ないからやらないということではなく、一方では国際観光と声高に言っているのだから、そういう整備をしていくことも大事だと思うので、県全体で議論して、そういう方向に進めてほしいことをお願いしておきます。

もう一つ、とさでん交通について、今度、日赤などが北部に移転することになると、交通の流れはそういう状況で大分変わってくると思う。そうすると、電車を北まで延ばすことも、大きい利用率向上の手段だと思うけれども、私も当時委員だったが、昭和58年度、昭和60年度ごろの都市計画審議会で、当時はイオンがなかったけれども、北部へ住宅街がどんどん伸びている状況を見て、やはり公共交通もそういう人の動きに対して、従来からの固定の路線にしがみつくのではなく、ニーズにこたえ、必要なところへ線を伸ばしていくことが大事だということで随分議論しましたが、その当時は都計審でも賛成する人が余りいなかった。今になったら、会議所あたりでもそういうことを言い出したけれども。

だから、鉄道が高架されているけれども、電車が万一のときはということで、迂回して行けるスペースは確保しているので、ぜひそれを検討すべきだと、日赤が移転していくとか、消防はそう関係ないけれども、あれだけ大きい店ができたことを考えると、そうすることで電車の利用率は一挙に向上すると思います。そういう考えは議論中ではないのですか。

◎矢野交通運輸政策課長 委員のおっしゃるように、バスも電車も含めて、利用者の声を聞いて、経営に生かしていくのは当然大事なことだと思います。お話のあったイオンへの延伸等についても、かつて検討したことがあると承知していますが、その段階では費用対効果の面で断念したと聞いております。

ただ、おっしゃったような新たな要因も生まれつつあるので、今の段階でどうこうできることにはなりませんけれども、一つの研究課題として継続的に勉強していく課題だと思います。

◎西森（潮）委員 だから、ちょうど北への道路拡幅も事業化しようとしているので、そういうことも視野に入れて道路拡幅整備計画というのも図っておく必要がある。そうしないと、また住宅を移転しないといけないことになるので、それも含めて道路整備をしておく。ほかのところでも言ったことがあるけれども、そういうことを要望しておきます。

◎梶原委員 先ほど御説明いただいた航空路線維持対策の見直しは航空会社との協議でこ

うなったのか、県としてこういう形にしてほしいという話を向こうへ持っていったのか、どちらですか。

◎矢野交通運輸政策課長 御説明申し上げたように、利用実態、利用率等が、通常の採算ラインという目標をクリアしているので、今までの議論も踏まえて、私どもでそうあるべきではないかと判断して協議を重ねたものです。

◎梶原委員 そうしたらこれまでは、利用促進補助という形と利用促進の事業委託、いろいろなところでイベント等入れるなどの形で、実際にそれを足した金額自体は同じになっています。それだけの促進事業を行うということですか。

◎矢野交通運輸政策課長 お話のように、利用促進については規模を縮小せずと同じ規模でより効率的に行いたいという前提から、委託料に変更したいと考えております。

◎梶原委員 委託事業として何をするのかは、ある程度の自由度があるというか、利用促進事業自体の取り組みでいえば、予算規模はかなり何倍にもなっているわけですよ。その促進補助という形にしていたものが全部委託事業になるので、それだけの何倍になったかの事業を実際にするということですか。

◎矢野交通運輸政策課長 どういう事業が一番効率的なのかは、当然航空会社と事前に十分協議しながら、より効果的な事業を進めていきたいと思っているので、既存の事業は十分取り入れた委託という格好を考えております。

◎梶原委員 既存のものはわかりますし、これから協議して、効果的なものもちろんしていただいたらよいのですけれども、予算の額が決まっているので、今までと同じ額が航空会社へいくわけですから。ただ、委託とえば、これをするからこの分をお願いしますということなので、その辺がまだ予算の総枠の中で有効的なことをどれだけするのか。それで、委託事業がこの予算の量だけ行われなければ、ここまでの金額にならないのか。その辺はどうですか。

◎矢野交通運輸政策課長 当然ながら、一番効率のよい事業は何なのかをPRということで、それは十分航空会社の意向を聞いた上で、予算を最大限に生かせる委託事業にしていきたいと考えております。

◎梶原委員 最後に1点確認ですけれども、これまでと同じ金額払いますよと、その中でいろいろなことをしてくださいという、この金額ベースがもとなのか、その有効な事業量にあわせた金額になるのか。それはどちらですか。

◎樋口副部長 ちょっと補足しますと、航空会社への委託料と、県が従来から委託している事業を一つの事業名としており、航空会社への委託料は基本的にこれまでと変わらない金額で委託したいということで、中身については、これまで機内でのビデオ放映など一定の蓄積ができていますので、その中からより効果的なものを航空会社と、これまで1社500万円でやっていたので、それをベースにやっっていこうと。

◎梶原委員 今回ふえた分は、航空会社以外への委託ということですか。

◎樋口副部長 従来から航空会社に委託せず、県がイベントなどを企画しているところなどに委託しているものがほぼ同額あったので、それらを一つの事業とする。航空会社へ委託するものと県が直接イベント会社へ委託するものをセットにして効果的な形になるようなコーディネートを航空会社とも話しながら、県が主体的に効果的にやっていきたいという考え方です。

◎梶原委員 わかりました。

◎中面委員 さっき予算説明の中で整備新幹線の分があった、263 ページの四国鉄道活性化促進期成会、これは会議費ですか。

◎矢野交通運輸政策課長 事業費の負担金です。

◎中面委員 事業費の負担金ね。

◎矢野交通運輸政策課長 協議会の負担金です。

◎中面委員 たまたま、きょうの昼にJR四国の西牧常務取締役が私に会いに来ていました、これは前からアポがあったのですが。というのは、私が四国の公共交通議員連盟の会長なので、整備新幹線のお願いに来ていたのです。それで西牧常務の話だと、今に始まったことではないのですが、財務省も鉄道局も新しい整備新幹線については非常に扉が開きにくい、かたいそうです。今ある青函第二トンネルの計画、そして金沢から大阪間の、まだルートすら決まってないけれども、その計画が終われば整備新幹線はもうおしまいだという以前からの前提ですよ。四国はますます取り残されるという状況は変わっていないそうです。

この公共交通議連ができたのが4年前で、そこで香川が提案したのは、もともとはこの瀬戸大橋の補助の問題があったのです。次に何をやるかと言ったときに、整備新幹線だと提案したのは私ですが、徳島がちょっと反対している。というのは、大阪から徳島へ海底トンネル抜いて、大分へ海底トンネルを出すという前の計画に固執するもので、それではいつまでたってもできませんということで、4県でとりあえず中だけつくりましょうと。松山、徳島それから高松、高知ということでやっと説得して前に動き出しました。

そのときにポイントは二つあって、一つはJRの勉強会の中でB/Cが1を超えたこと、これは高松高知間が入ったからです。それと紀淡海峡と豊予海峡の海底トンネルを入れなかつたら、1キロ50億円くらいでできること。これは四国の高速道路の建設費と同じなのです。それだったら夢ではないのではないかとということで前へ転がしました。

きょう西牧常務と話していたら、以前整備新幹線に調査費がついていて、それを切るときに、整備費はほとんど大阪から徳島への海底トンネルばかり調査していたそうです。切るとなったときに、自民党の国会議員はだれも反対しなかったそうですよ。こんなのでよいのですか、大丈夫ですか、JR四国に来ただけけれども、みんな興味がないわけです。

というのは、夢だと思っていたから。でも現実に、さっき言った1キロ50億円という整備費とB/Cが1を超えたことによって、四国の公共交通議連、いわゆる県議レベルでまとまったのです。

次に国会議員を私が説得するという事で、山本有二衆議院議員に言ったときに、自民党の四国の衆・参国会議員団、村上誠一郎先生が会長をやっていたらっしゃったのですが、なかなかかたいですよという話が山本先生から来ていた。ところが勉強会をやってみたら、村上さんがこうおっしゃいました。金沢までもうすぐつくけれども、もう二十数年前、あのときに森喜朗先生が何やっているのだろうと思っていたと。ところが、あのときに自分たちも動いていたら、こんなに取り残されることはなかった。今からでも遅くはないから一致してかかろうということで、ぐっと前へ進み始めて、今この担当はもう山本有二先生になっていますので、どんどん前へ進んでいます。

ことしの1月に山本先生が話したのは、整備計画路線に乗ったら40年後にはできませんというのだけれども、そこからいろいろ聞いてみると、予算の前倒し、やり方次第で40年はいかからないよと。これからは、国会議員がどれだけ頑張れるかの話ですが、というところまで来ています。

前に転んでいるのかと思ったら、2月3日に四国4県の会で、徳島県の副知事がまたその海底トンネルの話を出した。この前党本部に行って、徳島の職員に、また同じこと言っているけれども、だれが言っているのか聞いたら、飯泉知事が前から言っていた。きょうJR四国の常務に聞いたら、そんなに固執したものではないそうですよ。これから飯泉知事に会いに行きますけれども、それほど四国の中をまずつくろうじゃないかというところへ、前向いていますのでまとまりやすい。

ポイントは、さっき言った二つです。二つに絞り込んで、整備費とB/Cの問題で絞り込んでいかないと、ただつくってくださいと言っても、それは前が開かないですよ。だから、ぜひ知事会も一緒になってやっているのですから、そこを絞り込むことが一つ。

石川県を見ると、商工会議所がもう50年くらい前から必死になって動いていました。だから高知県も経団連や商工会議所も含めて、民間の方を中心にして動いていただくように、徳島県は既にそういう形できていますのでね、ぜひお願いします。

◎黒岩委員 1点だけ。「ですか」の普及拡大ですが、この4社は補助率10分の10ということですが、この4社利用者数は年間どれくらいですか。

◎矢野交通運輸政策課長 利用者数というのは「ですか」の利用者ですか。

◎黒岩委員 乗車数と「ですか」の利用者数と。

◎矢野交通運輸政策課長 手元に資料がないので、改めて御報告します。

◎三石委員長 ほかにないようでしたら質疑を終わります。

以上で交通運輸政策課を終わります。

これで中山間対策・運輸担当理事所管の議案を終わります。

《中山間対策・運輸担当理事所管》

◎三石委員長 続いて、中山間対策・運輸担当理事所管から1件の報告を行いたい旨の申し出が出ておりますので、これを受けることにいたします。

〈交通運輸政策課〉

◎三石委員長 とさでん交通の取り組み状況等について、交通運輸政策課の説明を求めます。矢野交通運輸政策課長。

◎矢野交通運輸政策課長 それでは、とさでん交通の取り組み状況について、去る2月27日に開催されたとさでん交通の第1回モニタリング会議で会社から説明があったので、その内容について御報告します。

委員会資料のとさでん交通の取り組み状況について、1ページをお開きください。

会社側からは、二つの事項について説明がありました。

まず1点目が、設立後、最初の四半期の経営状況です。その内容は、昨年10月1日の設立から12月までの四半期3カ月の経営状況について、計画と実績を対比する形となっております。

資料の左半分をまず御説明します。

まず、上段の全社合計の収支ですけれども、昨年10月から12月までの3カ月の会社全体の売上高は約15億円余りとなっており、本年3月までの計画値に対して53%の進捗率となっております。営業費用についても、計画値に対して49%の進捗率となっており、収入・費用ともにおおむね計画どおりに進捗しているとの説明がありました。

なお、上の端の期間の区別の欄のところ、昨年10月から本年3月末までの6カ月間を計画ゼロ期と表記していることについては、後ほど御説明します。

次に、路線バス部門と軌道部門の専属営業利益です。

路線バス部門・軌道部門ともに、売上高と営業費用は計画に対して50%前後の進捗率となっており、おおむね計画どおりに進捗しているとの説明がありました。

両部門ともに12月がボーナス支給月であるために、10月から12月の人件費が1月から3月よりも多くなっているが、路線バス部門においては、世界的な原油安を受けて軽油の契約単価が値下がりしたこと、動力費が計画を下回ったため、営業費用全体の進捗率では48%となっております。

軌道部門では、この人件費の要因に加えて、軌道はレールのある土地のほとんどが公道です。したがって、その改修については、道路管理者から委託工事を受けて取り組んでおり、その委託額は3月に受け取るが、委託工事に係る人件費等をこの上期の9月・12月に計上しているために、進捗率が55%と若干ふえております。

資料の右半分をごらんください。

路線バスと軌道の利用状況です。

このデータはICカード「ですか」の利用者のみとなっているので、定期券の利用者、現金利用者は含まれておりません。その前提でごらんください。

まず上段の路線バスについては、10月から12月の単月の実績はいずれも前年割れとなっており、3カ月の合計利用者は約55万5,000人で、対前年比でマイナス6.9%と、依然として減少傾向が続いております。

ただし、この利用者数は、定期以外の「ですか」の利用分のみの数値で、また、路線バスの運輸収入全体に占める定期以外の「ですか」の割合も前年と比べて下がっている傾向も見られるので、実際の利用者数の減少はもう少し緩やかなものではないかと想定しているということです。

これらの要因等の分析などについては、社内で引き続き検討を進めているということです。

下段の軌道についても、10月から12月の単月の実績はバス同様にいずれも前年割れとなっており、3カ月の合計利用者数は約85万人、対前年同月比でマイナス1.6%となっております。

路線バス部門・軌道部門はともに利用者の減少傾向が続いていますが、部門の損益についてはほぼ計画どおり進捗していると報告されております。

会社側からは、利用者減少の理由としては、1点目が消費税の増税に伴う運賃値上げ、2点目が昨年の台風襲来による運休などに加えて、路線バスにおいては、昨年10月のダイヤ改正で運行距離を2.5%、年間にすると約13万キロ削減したことの影響、これは運行距離が減れば当然乗客も減少するわけですが、それが考えられるとのことでした。

なお、この資料には記載していませんが、今年1月の利用データによると、やや持ち直しつつあるという説明がありました。

さきの2月27日のモニタリング会議の場では、県から統合後の社内の状況はどうか、また、利用者の増加を図るための利用促進策の具体的なものはどうするのか、などについて確認を行いました。今後とさでん交通が事業再生を実現するためには、コストの削減はもちろんのことですが、利用者の増加による増収を図ることが必要であると考えております。

特に路線バスについては、事業再生計画では、利用促進策や利便性向上策を講じることで、利用者の減少をこれまでの3%から2%に抑えるという計画になっております。そのため、県としても、とさでん交通に対してこれまで以上の取り組みを求めるとともに、昨年11月に立ち上げた改善協議会での協議を通じて、会社の取り組みを支援していきたいと考えております。

大きな2点目は、事業再生計画の関係です。

資料の2ページをお開きください。事業再生計画への決算期変更等の反映ということで、主要な反映点は、左にお示ししているとおり①②③の3点です。

今回とさでん交通では、後ほど詳しく御説明しますが、決算期を9月決算期から3月決算に変更することにしました。このことにより、実際の経営と事業再生計画における決算期、言いかえると、事業年度が異なることとなり、今後のモニタリング等にも支障を来すため、決算期の変更を事業再生計画に反映することにしたものです。

また、決算期の変更にあわせて、昨年10月1日の設立時における財務諸表の確定値や、10月1日前後に発生した変動要因を反映させるということで、現時点でより蓋然性の高い計画として時点修正が行われております。

ここでお示ししている①②③の決算期の変更等を事業再生計画に反映することについては、昨年の再構築検討会において関係者が合意した再構築スキームの考え方や内容を変更するものではありません。

また、自治体からの出資の額、債権放棄の予定額、旧会社から承継する借入金の額、借入金の返済ルールなどが変わるものではないので、県や関係自治体に改めて承認が求められているものではありません。

では、主要な反映点について御説明します。

上の表をごらんください。決算期の変更等に伴う再生計画への主な反映点として、3点をお示ししています。

まず1点目の、決算期を9月から3月に変更したことについてです。

とさでん交通の決算期については、会社の設立が10月1日であったこと、そして路線バスにおける国等との補助期間が10月から翌年の9月末であることなどから、9月決算とすることとしており、昨年6月末に開催された3社の株主総会において議決承認されております。

その後、国に対して、軌道事業の許認可申請を行う過程において、軌道事業に係る会計規則の規定の中で、9月決算とする場合には、3月にも現在路線バスで行っているような仮決算ではなく、いわゆる本決算をしなければならないとの見解が国から示されました。この見解について社内で検討してきた結果、いろいろな労力やコストを考慮した場合、年2回本決算を行うことは現実的ではないと判断し、3月決算に改めることとしたものです。

この結果、事業再生計画の期間としては、平成26年10月から平成31年9月までの当初の5カ年間の期間が、平成26年10月から平成32年3月末までの5年6カ月間に6カ月間延長されることとなります。なお、昨年10月から本年3月までの設立後の6カ月間については、便宜上計画ゼロ期と位置づけ、本年4月から翌年3月までを第1期、次の4月から3月を第2期という形のやり方に改めることとしました。

次の2点目です。旧会社の平成25年度決算と最終となる昨年9月末の決算が確定し、旧会社から承継した資産・負債等も確定したことから、昨年10月1日までの数値を確定値に置きかえる等を行ったものです。こちらについては、旧会社の決算が確定したので、売上高や費用、現預金や未収金、未払金などの残額を確定値に置きかえております。

最後の3点目が、早期退職の確定など新会社発足後の現状を反映したことや、現時点での設備投資計画に置きかえたことなどです。早期退職の確定に伴う人件費の置きかえや、燃料調達など各種コストの縮減策の進捗状況などを反映させております。

続いて、下の表をごらんください。

事業再生計画では、単年度黒字の実現、実質債務超過の解消、有利子負債の適正化の三つの目標を掲げています。

それぞれの目標の達成見込みの時期については、確定した数値等の反映後の計画においても、単年度黒字の達成は計画3期目、実質債務超過の解消は計画ゼロ期目、有利子負債の適正化は計画3期目に有利子負債を営業キャッシュフローで除した倍率が10倍以下になる見込みとなっており、当初計画で見込んでいたおおむね3年以内という目標に大きな変化はありません。

続いて、資料の3ページの上の表をごらんください。

損益計算書です。

列の見出しの左から2列目、3列目の青いところの見出しの14年3月期と14年9月半期が、決算の確定により数値が決算期に置きかえられており、ゼロ期以降への計画額への反映も行われております。

下から9行目の当期純利益のところですが、ここがプラスとなれば、目標として掲げている単年度黒字が達成されることとなります。

左から4列目の計画ゼロ期の15年3月半期は、とさでん交通としては6カ月の事業期間に対して、旧会社が一昨年の10月から昨年9月末まで1年間運行したバスの運行費補助金を、この3月に国や県、市町村から受領するという特殊な要因があり、100万円単位なので表示上はゼロとなっておりますけれども、若干の黒字となる見込みです。その後は1期・2期目と2年間赤字が続きますが、右から3列目の計画3期には約5,200万円の単年度黒字を達成する見込みとなっており、以降も黒字が継続する見込みとなっております。

次にその下の表、貸借対照表をごらんください。

こちら、損益計算書と同様に青い見出しのところの14年3月期と14年9月半期が決算値に置きかえられ、ゼロ期以降の計画額への反映も行われております。

上から8行目をごらんください。設立時である計画ゼロ期の14年10月1日時点では、9億9,700万円をのれんとして計上しています。

こののれんについて少し説明しますと、今回のとさでん交通のように共同新設分割とい

う手法を用いた関係上、設立上新会社に承継する旧3社の貸借対照表を結合した時点で、貸し方と借り方の額が一致しないことがBS上起こり得ます。

その場合の差額をのれんという勘定科目で資産もしくは負債に計上するもので、とさでん交通の場合は承継する負債の方が資産よりも大きいため、資産の側にのれんが計上されたものです。

下から4行目の実態純資産のところは、純資産からのれんの額を差し引いた数値を記載しておりますが、この部分がプラスとなれば、目標として掲げている実質債務超過の解消が達成されることとなります。

左から5例目の計画ゼロ期の決算においてプラスとなる見込みとなっており、目標は達成できる見込みと考えております。

なお、実態純資産の行から6行目に借入金があります。計画ゼロ期では37億円の借入金を旧会社から承継しますが、その後計画的に返済を進めることで、右端の計画5期には27億円弱まで減少する見込みとなっております。

4枚目の上の表をごらんください。キャッシュフロー計算書です。

こちらにも損益計算書と同様に青い見出しの14年3月期と14年9月半期が計画値に置きかえられ、ゼロ期以降の計画額への反映も行われております。

下から3行目の有利子負債を営業キャッシュフローで除した倍率が10倍以下となれば、有利子負債つまり銀行からの借入金を10年以内で返済可能ということの意味しており、目標として掲げている有利子負債の適正化を達成することとなります。

右から5列目、計画1期には9.7倍と、10倍を下回ることとなりますけれども、計画2期にはバスの拠点を一宮から棧橋に集約するための経費がかさむことなどから10.1倍と、若干10倍を上回りますけれども、計画3期目には5.9倍となり、以降も10倍以下で推移する見込みとなっているので、目標は達成できる見込みと考えております。

なお、今後は、これらの計画数値をベースに進捗状況を見ていくことになるとの説明がありました。

以上がモニタリング会議での概要です。

なお、モニタリング会議は今後も四半期ごとに開催される予定で、次回は計画ゼロ期の決算が確定した後のことしの6月に開催される予定となっております。

次回以降のモニタリング会議の概要についても、直近の県議会の常任委員会にて御報告申し上げます。

以上で説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 10月スタートのときにも申し上げたけれども、やはり心配していたことが、路線の運行について出ましたよね。県民不在の改革というのはやはり結果が伴わないもの

になることを、非常に痛感しました。計画もそれぞれ出てはいますが、やはり利用者がある程度何ぼのものなので、ぜひその路線の通勤・通学に資することができないとか、それから例えば、附属小学校の前の道路も東西の路線がないとか、住民サイドで随分といろいろな不便さを感じている方々がいるので、総合的にそれについて、きちっと御意見を反映するような取り組みをしていただきたいと思います。

今後、それらの路線に対する改善に向けて、どのようなスケジュールをお持ちになるのか、伺いたいと思います。

◎矢野交通運輸政策課長 委員の御指摘のように、利用者の意見を聞いて、それを経営や路線の再編に生かしていくのは当然大事なことです。

まず、一つの取り組みとして、11月に設立した改善協議会で、会社と行政が一緒になってそういうことを取り上げていこうということで県民にアンケートを行いました。その中で約1,000件を超える回答をいただき、中にはいろいろな案件もありますけれども、路線の廃止あるいは新設等の意見もあります。そういう意見をこれから検証していく中で、実現性の高いものにしていくことが大前提だと思います。

今後の具体的な活動としては、やはり会社も地域へ入って、町内会がどうかは別にして、いろいろなところへ入って地域の声を聞いていこうということ、せんだっての改善協議会でも会社から報告もありました。それについては、当然ながら地域に入ることですから、市町村の協力も得て、市町村と一緒に住民の声を吸い上げていくことになるかと思っています。

これを今後順次進めていくことを確認しております。

◎吉良委員 具体的に現在の路線を見直す、直近の時点は、どう考えていますか。

◎矢野交通運輸政策課長 直近ですと、去年の10月1日に既にやっておりますけれども、今後、10月1日に向けて毎年やっていきたいと考えております。

さらに、利用者のニーズがあれば臨機応変に対応していくことにはなりますが、路線の見直しについては、地元の協議会にも図る必要があり、会社で決めて即実施できるというものではないので、一定の時間はかかるかと思っています。

◎吉良委員 そうすると、この前の観月坂の団地の方々と同じように、町内会などの要望があれば、とさでん交通は地域へ出向いて話を伺うということによろしいですね。

◎矢野交通運輸政策課長 具体的な要望にどこまで対応できるかはわかりませんが、住民の声を聞くという観点では、要望があれば、何らかの格好でお伺いすることになるかと思っています。

◎吉良委員 10月まで待たないといけないとなってもあれです。臨機応変にやるということなので、速やかに路線改善できるものは取り組みを進めていただきたいと思いますけれども、具体的にみづきの路線についてのお考えはないですか。

◎矢野交通運輸政策課長 まず、みづきの路線を見直した一つの要因は、以前の委員会でもお答えしましたが、直接、会社が地元へ入ってということではありませんが、運転手等から聞いた話の中で一つは見直しをしたと聞いております。

ただ、今回新聞に出た数値ですけれども、その数値を読み返してみますと、報道では14%減少とありましたが、これは一部分の数値で、具体的に申しますと、昨年10月の「ですか」の定期利用者を除いた数値としては14%減少という数値が正しいですけれども、定期利用者は約2割ちょっとふえております。定期を含めた「ですか」利用者は5%の減少です。確かに減少していますけれども、その後回復傾向にあるという部分もあります。

◎吉良委員 ぜひ住民サイドに立った運行をしていただきたいということを重ねて申し上げておきます。前回10月にも申し上げましたが、やはり会社サイドが、住民無視の路線の変更を行うのは、往々にして二度手間になってしまうこともあり、利益も獲得できないことなので、今後十分に反映していただきたいと思います。

◎横山委員 決算期の変更、来年3月という形だったのですが、各自治体の株主の承認が要らないという話ですが、それは間違いはないですか。

◎矢野交通運輸政策課長 自治体の承認は要りませんが、株主総会の中でこの案件については承認をいただく予定です。

◎横山委員 県と12自治体でしたか、関係自治体は株主なので、自治体の承認が要らないというのは、株主に当然なっているのかおかしいなと思いましたが。

◎矢野交通運輸政策課長 済みません。ちょっと言葉の表現が適切ではなかったかと思いますが、株主としては株主総会で承認することになります。

◎横山委員 資料の3ページ、当期純利益で黒字が2018年3月期に5,200万円の黒字という形ですが、これで一応計画どおりにいったら5,200万円の黒字だと。それで、この黒字はこれから、老朽化した車両の更新や塗装など設備投資のお金が必要だと思いますが、そこからあたりはどうなっていますか。

◎矢野交通運輸政策課長 新会社の設備投資計画についても、従前の再生計画の中でお示しして承認いただいております。今回の見直しの構成においても大幅な変更はありません。

◎横山委員 そうすると、黒字化されるということは、その計画に基づいた中での黒字化という形ですね。

◎矢野交通運輸政策課長 適切な設備投資をしながら黒字化を図れるということです。

◎横山委員 それから設備投資も関係しますが、有利子負債が75億円から、この3月には36億円になるということですので、すごく軽減されたということでありがたい話だと思いますが、それ以降で、2020年の3月期では26億8,000万円ぐらい、まだ有利子負債がありますが、有利子負債等についてはできるだけ会社の経営等の中で、公共事業という中で、できれば銀行などの債権者に金利の軽減等について要請もすべきではないかという話をさ

せていただいたのですが、会社のことなので、行政が突っ込めない部分もあろうかと思いますが、そこらあたりについての会社の取り組みは聞いていないですか。

◎矢野交通運輸政策課長 今回お示しした内容についても、事前に私どもと一緒にのレベルで金融機関に示して了解を得ているので、借入金の返還というルールについても、確認いただいて了解を頂戴しております。

◎横山委員 ちょっと私の説明が悪かった。借入金の金利軽減についての取り組みがどうであったかということについて、これまでの議会等でいろいろ、30億円も負債があると大変なので、そこらあたりの話をさせていただいた。その経過はどうなっているのかということ。

◎矢野交通運輸政策課長 当初の事業再生計画のと通りの再構築スキーム案の支援内容に沿った要請を取引金融機関に行い、適切な対応をしていただいていると聞いており、これ以上のことはちょっと承知しておりません。

◎横山委員 適切な対応ということですので、努力されたということではなかろうかと思いますが、何か聞くところによると、報告の中で、乗客が50%ぐらいの達成率だと、50%は計画どおり、予想されたとおりの話があったのですが、何のための今回の公共交通、県民の足を守るかということに対しての結果として、乗車率の向上も必要なことではなかろうかと思しますので、そこらあたり改めてその取り組み等について、簡単でよいので、答弁できますか。

◎矢野交通運輸政策課長 当初予算の説明でも御説明申し上げたとおり、利用促進に対する取り組みを協議会等で検討していただいて、それを支援する制度を県としても設けたいと思います。せんだってのモニタリング会議でも、そういう制度を設けていることを御説明したところ、会社も、そういう補助金等も有効に活用しながら、利用促進策についても市町村等の理解を得て取り組んでいきたいという話もありました。

◎横山委員 頑張ってください。

◎三石委員長 ほかにありませんか。

それでは質疑を終わります。

以上で中山間対策・運輸担当理事所管を終わります。

それではお諮りいたします。

以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあす行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは、以後の日程につきましては、あすの午前10時から行いますので、よろしくお祈りいたします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(15時57分閉会)